

男女平等参画社会実現のための
第四次板橋区行動計画

いたばしアクティブプラン
平成27年度実施状況報告書

平成28年7月

板 橋 区

はじめに

板橋区では、平成15（2003）年に、男女平等参画社会実現に向け板橋区男女平等参画基本条例（以下「条例」という。）を制定しました。この条例では、5つの基本理念を定め、区、区民、事業者・民間団体それぞれの責務を明らかにするとともに男女平等参画社会実現のための行動計画の策定を義務付けています。

区では、この条例に基づき、男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画〔計画期間：平成23年度～27年度〕（以下「第四次行動計画」という。）を策定し、男女平等参画に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

本書は、条例第8条に基づく実施状況報告書として作成したものです。

目 次

1. 実施状況報告書

1 計画の概要	3
2 計画の体系	4
3 評価の目的・対象	6
4 評価の種類・方法・流れ	6
5 評価結果集計	8
6 平成27年度 実施状況と評価	10
7 計画を推進するための仕組み	37
7-1 めざす姿ごとの成果指標一覧	39
7-2 板橋区における男女平等参画の推進	42
7-3 板橋区特定事業主行動計画の着実な推進	45

2. 参考資料

資料1 委員会・審議会等における女性の参画状況	49
資料2 「めざす姿」「課題」平成23年度～平成27年度評価の推移	51
資料3 東京都板橋区男女平等参画基本条例等	52

1. 実施状況報告書

1 計画の概要

(1) 計画の目的

平成15（2003）年に制定した条例に基づき、男女平等参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に施策を推進するために策定したものです。

(2) 計画の性格

男女共同参画社会基本法に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、条例に規定する行動計画であり、「男女平等参画社会実現のための第三次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」を継承、発展させるものです。

また、めざす姿4の課題13～18及び施策の方向19～25を「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として位置付けています。

(3) 計画の期間

平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までの5か年です。

(4) 計画の理念（条例第3条）

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現をめざして、条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

- ①人権の尊重
- ②個性や能力の発揮
- ③活動方針を決定する過程への参画
- ④多様な生き方の選択
- ⑤家庭生活と社会活動の両立

(5) 計画の実施における重要な視点

行動計画の施策・事業を実施するにあたっては、第三次板橋区行動計画策定後の経済社会の変化や、国・東京都などの動き、区民・事業者等の意識、第三次板橋区行動計画の進捗状況などを踏まえ、以下を重要な視点と位置付けています。

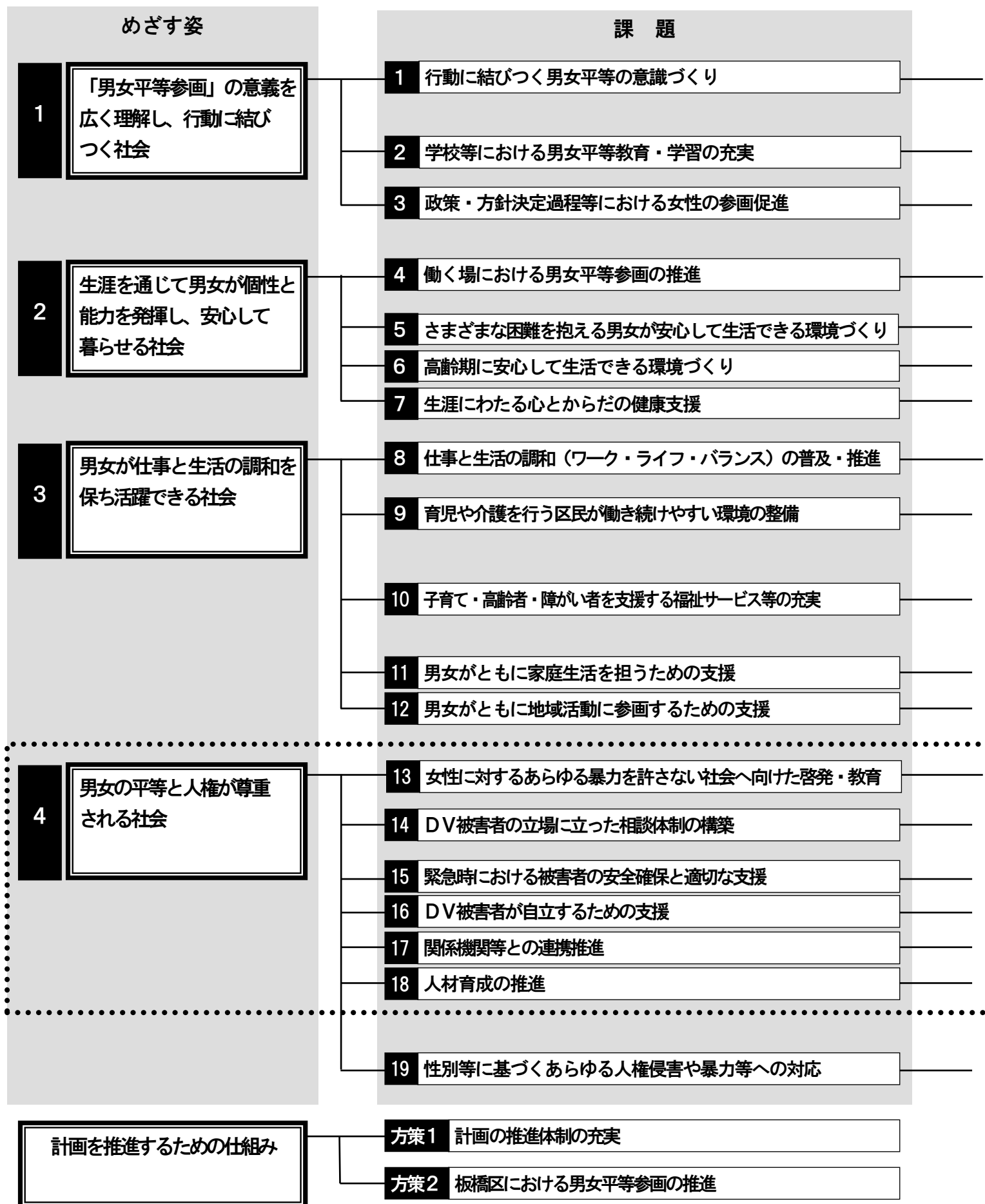
- ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ②配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実
- ③生活困難を抱える人々への対応

(6) めざす姿（目標）

第四次行動計画では、板橋区がめざす男女平等参画社会の姿を、次の4つの“めざす姿”として表現し、目標としました。

- ①「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
- ②生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
- ③男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
- ④男女の平等と人権が尊重される社会

2 計画の体系



施策の方向

1 男女平等意識の普及・啓発

2 男女平等推進センター スクエア・I（あい）の機能充実・活性化

3 学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

4 教育に携わる者の男女平等意識の向上

5 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

6 男女の均等な機会と待遇の確保促進

7 多様な能力の発揮を可能にするための支援

8 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

9 高齢者の安心した生活に向けた支援

10 生涯を通じた男女の健康づくり支援

11 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

12 ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

13 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築

14 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

15 子育てに関する相談支援

16 高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実

17 男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援

18 地域活動への参画促進

19 女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進

20 早期発見へ向けた仕組みづくり

21 DV相談体制の強化・充実

22 DV被害者の一時保護

23 自立生活再建のための支援体制

24 関係機関等との連携推進

25 相談等に関わる人材の育成

26 性別等に基づく人権侵害の防止

27 メディアへの対応

点線内は、板橋区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当する範囲を示します。

3 評価の目的・対象

(1) 評価の目的

条例第8条で定める行動計画について、区が取り組むべき施策・事業等について各課が自己評価（一次評価）を行うとともに、条例第14条第2項により男女平等参画推進本部が総合的に最終評価（二次評価）を行い、評価結果を次年度以降に反映させていくことで進行管理をしています。

なお、平成26年度に男女平等参画審議会による評価（外部評価）の見直しを行い、従来、単年度ごとに実施していた外部評価については、次期行動計画の策定に向けて現行動計画の計画期間5年間を総括して評価する形に改めました。これを踏まえ、平成27年8月には男女平等参画審議会より27年度見込みを含めた5年間の総括評価である「『男女平等参画社会実現のための第四次行動計画 いたばしアクティブプラン』の実施結果に関する評価」と、それを反映させた「男女平等参画社会実現のための第五次行動計画（仮称）の策定に関する基本的な考え方」の2つの答申を受け、平成28年3月「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン2020」を策定しました。

(2) 評価の対象

第四次行動計画（平成23年度～平成27年度）の平成27年度の実施結果を評価します。

4 評価の種類・方法・流れ

(1) 評価評語と定義

第四次行動計画の推進体制の充実を図るために、各取組（事業等）が計画におけるめざす姿（目標）の達成及び課題の解決に向け、どのように効果があったか、下記の①②により評価を実施します。

① 一次評価（所管課による自己評価）

「第四次行動計画一次評価表（平成27年度評価）」により所管課が51の「取組」ごとに自己評価を行います。

また、従来「男女平等の視点による評価」よりも「事業達成の評価」に偏りがちであったことを勘案し、本評価では「男女平等参画の視点から寄与したか(寄与度)」、「計画期間中（23年度～27年度）における事業等の達成状況(達成度)」をそれぞれ検証したうえで総合評価を行います。

■所管課による「取組」に対する評価評語及び定義

(1)男女平等参画の視点から寄与したか

評価評語	定義
A	男女平等参画を著しく進めた工夫等があった。
B+	男女平等参画をより進めるための工夫等があった。
B	男女平等参画を進めるための工夫等があった。
B-	男女平等参画を進めるためにさらなる工夫が必要である。
C	男女平等参画への工夫が不十分であり、取組の内容を見直す必要がある。

(2)計画期間中（23年度～27年度）における事業等の達成度における評価

評価評語	定義
A	事業等は、計画を超えて（100%以上）進捗している。
B+	事業等は、計画どおり（90%～100%未満）進捗している。
B	事業等は、概ね計画どおり（70%～90%未満）進捗している。
B-	事業等は、計画に遅れ（70%未満）が生じていたり、他の要因から計画の変更・見直しや繰り延べが必要になっていたりしている。
C	見直し等により事業終了となった。

※一次評価 [(1)と(2)の総合評価]

評価評語	定義
A	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に著しく寄与し、かつ効果的に進捗している。
B+	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に寄与し、かつ順調に進捗している。
B	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に寄与し、概ね計画どおりに進捗しているが、やや工夫の余地がある。
B-	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決にさらなる改善を要し、計画の変更・見直しや繰り延べが必要である。
C	取組の内容・事業を見直す必要がある。

②二次評価（男女平等参画推進本部による評価）

一次評価の結果から、男女平等参画推進本部が「取組」「課題」「めざす姿」の評価を行います。評価結果は、公表するとともに、次年度以降（次期行動計画）に反映し、PDCAサイクルを機能させていきます。

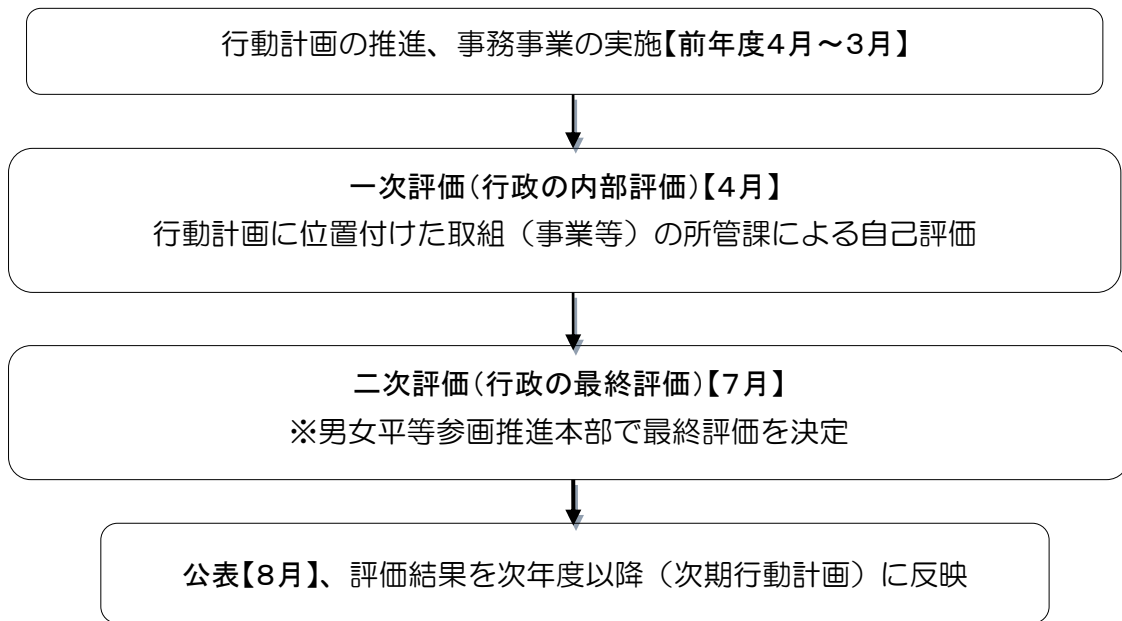
■推進本部による「取組」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
A	取組の推進に最適な内容(手段)で、優れた実績があった。
B+	取組の推進に合致した内容(手段)で、効率的に実施されている。
B	取組の推進に概ね合致した内容(手段)であるが、工夫の余地がある。
B-	取組の推進に概ね合致した内容(手段)であるが、積極的な改善を求める。
C	取組の推進につながっておらず、内容(手段)を見直す必要がある。

■推進本部による「課題」「めざす姿」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
A	課題解決（めざす姿の達成）に向けて進捗している。
B+	課題解決（めざす姿の達成）に向けて進捗しているが、さらなる拡充が期待される。
B	課題解決（めざす姿の達成）に向けて概ね進捗している。
B-	課題解決（めざす姿の達成）に向けて、さらなる改善が求められる。
C	課題の解決（めざす姿の達成）につながっておらず、不十分である。

（２）評価の流れ



※男女平等参画推進本部：男女平等参画施策を総合的に企画し、進行管理、実施結果の評価並びに調整を実施。区長主宰のもとに、副区長及び板橋区組織規則に定める部長、教育長、保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、常勤の監査委員、監査委員事務局長、区議会事務局長をもって構成する。

5 評価結果集計

（１）一次評価結果の集計

所管課による自己評価では、51の「取組」に関わる延べ107の課が自らの所管する事業について評価をしました。結果は以下のとおりです。

（単位：延べ107の所管課が行った自己評価の件数）

評価評語	めざす姿1	めざす姿2	めざす姿3	めざす姿4	合 計
A	10	17	15	20	62 (57.9%)
B+	6	12	9	5	32 (29.9%)
B	2	3	2	3	10 (9.3%)
B-	1	1	0	1	3 (2.8%)
C	0	0	0	0	0 (0.0%)
計	19	33	26	29	107 (100.0%)

(2) 二次評価結果の集計

男女平等参画推進本部による二次評価では、51の「取組」、19の「課題」と4つの「めざす姿」を評価しました。結果は以下のとおりです。

評価評語	めざす姿		
	課題		
	取組		
A	17 (33.3%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)
B+	20 (39.2%)	10 (52.6%)	3 (75.0%)
B	13 (25.5%)	3 (15.8%)	1 (25.0%)
B-	1 (2.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)
C	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計	51 (100.0%)	19 (100.0%)	4 (100.0%)

「取組」では「A」と「B+」で72%強、「課題」では「A」と「B+」で79%弱、「めざす姿」では「A」と「B+」で75%となっています。

全取組に対する評価

評価評語	めざす姿1	めざす姿2	めざす姿3	めざす姿4	合 計
A	3	4	3	7	17 (33.3%)
B+	5	6	4	5	20 (39.2%)
B	4	4	2	3	13 (25.5%)
B-	1	0	0	0	1 (2.0%)
C	0	0	0	0	0 (0.0%)
計	13	14	9	15	51 (100.0%)

二次評価の前年度比較

評価評語	平成26年度評価			平成27年度評価		
	取組	課題	めざす姿	取組	課題	めざす姿
A	10 (19.6%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	17 (33.3%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)
B+	29 (56.9%)	10 (52.6%)	3 (75.0%)	20 (39.2%)	10 (52.6%)	3 (75.0%)
B	9 (17.6%)	5 (26.3%)	1 (25.0%)	13 (25.5%)	3 (15.8%)	1 (25.0%)
B-	2 (3.9%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	1 (2.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)
C	1 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計	51 (100.0%)	19 (100.0%)	4 (100.0%)	51 (100.0%)	19 (100.0%)	4 (100.0%)

前年度と比較すると、「取組」では「A」「B」が増え、その他の評語が減り、「課題」では「A」が2つ増え、「B」が2つ減りました。「めざす姿」では増減なしでした。

6 平成27年度 実施状況と評価

めざす姿 1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会							二次評価		
							B		
認知度や女性委員比率向上という課題はあるものの、啓発や教育により「男女平等参画」の意義を理解するといった「めざす姿 1」に向け概ね進捗しているためBとしました。 平等参画基本条例や男女平等の意識についての普及・啓発活動は、多くの区民が集まる様々な機会を捉え精力的に実施しています。区内大学等との連携も着実に実績を積み重ねているほか、小中学校においては、男女混合名簿作成が計画期間 2 年目で100%達成した後も「人権教育プログラム」を中心に男女平等意識の形成に努めています。 しかしながら、平成26年度に実施した「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（以下、平成26年度「意識・実態調査」という。）では、条例やセンターの認知度が低く、第四次行動計画最終年度までに、めざす姿の成果指標について目標値を達成できませんでした（39ページ参照）。27年度は、調査結果を踏まえ、新たに「男女共同参画週間」などで本庁舎イベントスペースを利用した普及・啓発展示を実施しました。今後も工夫を凝らし「男女平等参画」の意義を広め、条例等の区民認知度の向上を図ります。 政策・方針決定過程等における女性参画については、区では審議会委員等の女性委員比率を40%にするという目標を掲げています。毎年30%前後で推移し、27年度は前年度よりも比率が向上したとはいえ、目標値には到達しませんでした。地域において女性の活躍は見られるものの、政策・方針決定過程への女性の登用はまだまだ少ないのが現状です。 今後は、「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン2020（以下「いたばしアクティブプラン2020」という。）」のめざす姿2「男女がわかりあえるまち」の各施策・事業を通じ、男女平等参画の意識づくりや政策・方針決定過程等における女性参画拡大に取り組んでいきます。									
課題 1： 行動に結びつく男女平等の意識づくり							二次評価		
							B		
男女平等の意識啓発については、区民まつりや成人の日のつどい、区内大学の大学祭など、多くの区民が集まる機会を捉えて啓発活動を行い、様々な媒体を利用して周知に努めています。条例の認知度やセンターの認知度が低いといった、平成26年度「意識・実態調査」結果を踏まえ、本庁舎のイベントスペース利用した展示等新たな取組も行いましたが、今後も一層の工夫を凝らしながら意識啓発や情報提供に取り組んでいきます。 登録団体をはじめとした区民との協働については一定の成果はありますが、今後一層の裾野拡大に努めます。男女平等推進センターの相談事業については、女性健康支援センターとの隣接配置によって開設した「女性のための相談窓口」についての周知を中心に、区民に広く利用されるよう情報提供を行っていきます。									
施策の方向：（1）男女平等意識の普及・啓発									
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価	
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価	評価理由			
1	板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着	区民まつりや成人の日のつどい等、多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開 男女社会参画課	・区民まつり 2日間 [来場者数 525人 男129人 女234人 子ども162人] ・成人の日のつどい(区内18地区) [啓発物品配付数740] ※配布数は、各地区参加見込み成人者数の3割程度	・区民まつりでは、基本条例のパネル掲出を実施しました。 ・成人の日のつどい会場で啓発物品を配布し普及・啓発活動に取り組みました。 ・その他、セミナー等事業開催時に積極的に条例パンフレット等を配布しました。	B+		B+	B+	B
		年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫 男女社会参画課							
2	実践につながる地域の課題解決支援	DV講座等、地域で課題を共有し解決につなげる取組の実施 男女社会参画課	・DV防止セミナー参加者:10人 ・大学祭での意識啓発 来場者:1,865人(男336人 女1,263人 子ども266人)	・DV防止セミナーを開催し、区民向けの意識啓発を実施しました。 ・区内5大学の大学祭に出展し、学生等の若年層に対しDV啓発物品を配布するなど意識啓発を実施しました。	A	B	B+	B	若年層のDVを防止するために、保護者を対象とした講座を開催できました。地域の課題解決につながる講座となりましたが、参加者が少なかったことが今後の課題です。
3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用	メールマガジン、携帯サイト等多様な通信媒体の活用 男女社会参画課	・区公式ツイッター及び男女社会参画課公式ツイッターによるツイート:18回 ・センターだより発行:1回 ・区民向け「ICity～あいしてい～」発行:2回 ・職員向け「推進ニュース」発行:2回 ・本庁舎イベントスペースでの展示:2回 ・本庁舎内広告付き電子表示板による啓発活動:2回	・区や課のツイッター、広報いたばしやホームページでPR、区民向け情報誌・職員向けニュースの発行など、多様な媒体を活用し啓発しました。 ・「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間中には、本庁舎イベントスペースを利用した展示や、本庁舎内広告付き電子表示板にて啓発活動を行いました。	A	A	A	B+	啓発発行物の回数増加や、本庁舎イベントスペースを利用して啓発展示を行うなど、積極的な周知活動ができました。今後も、新しい媒体を活用し、効果的な情報発信に努められるよう工夫を凝らします。
		ホームページや情報誌の見直し・充実 男女社会参画課							
		チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し 男女社会参画課							
		「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施 男女社会参画課							

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価					
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価								
					寄与度	達成度	総合			評価理由			
4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり	大学との協働推進 男女社会参画課	・いたばしI（あい）カレッジ前期受講者:36人、5回、延べ149人 ・「いたばし good balance 会社賞」募集チラシ配付数 板橋法人会（6,000部）、板橋産業連合会（500部）、社労士会板橋支部（50部）、東京商工会議所板橋支部（100部）	・いたばし I（あい）カレッジ前期で東京家政大学との共催により『戦後70年、女と男の歴史と文化』を実施しました。 ・東京商工会議所板橋支部、産業連合会、板橋法人会及び社労士会板橋支部の協力を得て、企業に対し情報発信をしました。	A	B+	B+	・東京家政大学との共催により、基礎的な講座を実施し、啓発を進めることができました。 ・「いたばし good balance 会社賞」の実施にあたり、東京商工会議所板橋支部等に協力を得て、広く企業等に周知することができました。	B	大学との共催で実施した講座は受講生が多く集まり活発なものとなりました。商連や産連等との連携については、今後、チラシ配付だけではなく協働方法を検討していきます。			
		商連、産連等との連携 男女社会参画課											
施策の方向：（2）男女平等推進センター スクエア・I（あい）の機能充実・活性化													
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価					
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価								
					寄与度	達成度	総合			評価理由			
5	センター活性化へ向けた取組	センターのあり方を検討する体制づくり 男女社会参画課	・センター登録団体との連絡会議:3回 ・いたばし男女平等フォーラム:1回 ・区民協働企画講座:3回	・男女平等推進センター登録団体との連絡会を年3回開催し、センター活性化に向けた協働について、タイムリーな情報交換を行っています。 ・女性健康支援センター等との連携により、大学祭出展を実施することで、若年層に対しても普及・啓発活動を実施しています。	A	A	A	・男女平等推進事業の一部業務委託が軌道にのり、啓発効果の高い推進事業を実施することができました。 ・センター登録団体交流会の代表者等とも、随時積極的に意見交換を行い事務事業へ反映させることができました。	A	相談室と女性健康支援センターを隣接配置し「女性のための相談窓口」とすることで、相談者の利便性を高めることができました。男女共同参画週間団体企画が26年度に引き続き実施され、登録団体との意見交換も増えるなど登録団体との関係も活性化しています。			
		講座等の企画内容・実施方法の見直し 男女社会参画課	・区民協働企画講座:3回 ・いたばし I（あい）カレッジ:前期5回、後期6回 ・センターだより:1回発行（5,000部） ・ICity～あいして～2回発行 ・男女共同参画週間の登録団体企画をサポート:9団体、延べ参加者:149人										
		区民が交流・学習する場としての機能充実 男女社会参画課	・女性健康支援センターと連携して、大学祭で普及啓発活動を実施5大学、参加者1,865人										
		センター及び事業の周知・情報発信の充実 男女社会参画課											
		女性健康支援センター等との連携推進 男女社会参画課											
6	区民との協働推進	区民との協働による企画・事業等の実施 男女社会参画課	・区民協働企画講座3企画実施（応募数7団体中3団体を選定） ・男女平等フォーラム参加者:160人 ・センターだより1回発行（5,000部）	・企画案公募により区民協働企画講座を年3回実施しました。 ・公募区民と運営メンバー会議を8回開催し、フォーラムの企画・運営を協働で行いました。 ・区民公募の編集委員と編集会議を9回開催し、情報誌を発行しました。	A	A	A	・区民協働企画講座は企画案を公募することで、ジャンルの異なる講座を実施できました。 ・男女平等フォーラムは、知名度の高い講師を迎えることで、150名以上の方に参加いただきました。 ・センターだよりは、シングルマザーの話題を取り上げ、この問題を考えるきっかけづくりができました。	A	登録団体をはじめとした区民との協働は順調に進んでいます。区民協働企画への応募も多様なジャンルの講座を実施できました。			
		いたばし男女平等フォーラムの実施 男女社会参画課											
		「センターだより」の発行 男女社会参画課											
7	男女平等推進センター登録団体への支援	男女平等推進センター登録団体への支援 男女社会参画課	・登録団体連絡会を年3回 ・I（あい）サロンの実施（7～3月） ・登録団体交流会主催の男女共同参画週間行事への協力（9つのイベント）	登録団体連絡会等を通じて活発な意見交換を行うことで区と登録団体との連携強化を図りました。区主催事業及び登録団体主催事業への相互協力を行いました。	A	B+	B+	数年前から始まった事業が恒例化できてきました。団体への一方的な支援というよりも相互協力ができています。	B+	登録団体連絡会では活発な意見交換が行えました。今後も相互協力・協働が進むよう団体の活動支援、育成に努めます。			

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			評価理由
8	相談体制の充実	専門相談の実施 男女社会参画課	・総合相談件数:1,465件 ・DV専門相談件数:138件 ・女性のための働き方サポートとフェミニスト相談件数:86件	今年度より、フェミニストカウンセリングを「女性のための働き方サポートとフェミニスト相談」に変更し、働く女性のための相談を開設しました。移転により女性健康支援センターと隣接配置となって「女性のための相談窓口」を開設しました。	A	A	A	「女性のための働き方サポートとフェミニスト相談」を開設したことによって、自立した女性のサポートを行えるようになりました。また女性健康支援センターと隣接配置となって女性を包括的にサポートできるようになりました。	A	改編による新たな相談事業の実施や「女性のための相談窓口」開設など、女性を包括的にサポートできるようになりました。今後も窓口の周知をはじめ、区民に必要な情報が届くように努めます。
		相談方法・相談時間等の検討・見直し 男女社会参画課								
		相談事業の周知 男女社会参画課								

課題 2 : 学校等における男女平等教育・学習の充実

二次評価

B+

小中学校においては「人権教育プログラム」を中心に男女平等意識の形成に努めています。保育園等でも教材等の使い方を含め男女平等の意識を持って子どもたちに接しています。引き続き、教職員等が研修等により正しい知識を身につけることにより、接する子どもたちが固定的な性別役割意識にとらわれない価値観を持つことができるよう取り組んでいきます。

施策の方向: (3) 学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			評価理由
9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上	教材・カリキュラムの充実 指導室	・板橋区人権教育推進委員会: 6回 ・小中学校での授業研究: 2回 ・男女混合名簿作成: 100%	「人権教育プログラム(学校教育編)」(平成27年3月東京都教育委員会作成)を教育委員会訪問等で活用しました。	A	A	A	・定例校長会において、男女混合名簿と男女別名簿の作成及び利用の意義について周知を図りました。 ・幼児・児童・生徒の教育活動全体における人権教育を通じた男女平等意識の向上をめざす指導資料として「平成27年度人権教育指導資料ー第26集ー」を作成しました。	B+	男女混合名簿については、目標達成後も引き続き利用の意義について周知を図っており、目的に応じた利用が行われています。男女平等については、人権教育プログラムの中で取り組んでいます。保育園でも男女平等の意識を持って子ども達に接しています。
		幼稚園教材・カリキュラムの充実 指導室								
		東京都教育委員会人権尊重教育推進校の申請 指導室								
		小・中学校での男女混合名簿の推進 指導室								
		保育園教材・カリキュラムの充実 保育サービス課	教材の使い方を含め、保育の中で男女の隔たりがないよう、配慮しています。	男女平等の視点に立って、教材の購入をしています。また、男女の隔たりなく接するよう取り組んでいます。	A	A	A	教材購入や子どもに対する接し方など男女平等の意識をもって保育にあたっています。		

施策の方向: (4) 教育に携わる者の男女平等意識の向上

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			評価理由
10	教職員等へ向けた意識啓発の促進	教員研修の充実指導室	・東京都教育委員会実施の人権教育研究協議会の板橋区立学校園の参加率:98% ・人権教育全体計画及び年間指導計画における男女平等教育の視点での取組の位置付け:全学校園での位置付け	・人権教育研究協議会への参加を促すとともに、各種研修等において「人権教育」の内容を設定しました。 ・委員会訪問等で各学校園における人権教育に関わる指導・助言を行いました。	A	A	A	協議会への参加率は昨年と同様です。人権教育の全体計画及び年間指導計画に位置付けられた男女平等教育の視点の取組の改善に向けた指導助言を訪問した55校園に実施し、職員への啓発を図ることができました。	B+	教職員に対し人権教育の一環として、男女平等教育の視点や男女平等参画について、研修・啓発等を行っています。今後、研修等で学んだことを実践につなげていきます。
		教育課程・校内研修体制の充実指導室								
		幼児教育に関わる教員研修の充実指導室								

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価			
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合		評価理由		
10	教職員等へ向けた意識啓発の促進	保育士研修の充実 保育サービス課	保育園職員研修（平成27年6月11日）参加者:69名	講演会において啓発を実施しました。	A	A	A	平成27年度保育士研修を通して男女平等参画の啓発を行うことができました。	B+	【前頁と同じ】教職員に対し人権教育の一環として、男女平等教育の視点や男女平等参画について研修・啓発等を行っています。今後も、研修等で学んだことを実践につなげていきます。	
		幼児教育等に関わる職員研修の充実 子ども政策課	児童館職員研修（職務研修:平成27年6月9日）参加者:27名	児童館職員に対して、男女平等参画の視点を入れた職員研修を実施しました。	B	B+	B+	職務研修として、「子どもたちに命の大切さを伝える意義」を実施し、男女が共同して子育てすることの大切さを再認識しました。			
課題3：政策・方針決定過程等における女性の参画促進										二次評価 B-	
男女平等参画社会実現のためには、様々な分野において女性の参画を進め、男女が対等な立場でそれぞれの意思を公平・公正に表明し、責任を分かち合うことが必要であり、そのためにも政策・方針決定過程等における女性委員比率の向上が極めて重要です。区では審議会委員等の女性委員比率を40%にするという目標を掲げています。毎年30%前後で推移し、27年度は前年度よりも比率が向上したとはいえ、目標値には到達しませんでした。今後は、次期行動計画のもと、目標達成に向けた積極的な取組を進めます。 地域においても、いろいろな場面で女性は活躍しています。地域における女性リーダー育成と活用については、意識啓発に向けた取組を進めていますが、町会・自治会や産業連合会、商店街連合会においては、会長や役員・理事等方針決定過程への女性の登用はまだまだ進んでいないのが現状です。今後も情報提供などを通じ意識啓発に努めます。											
施策の方向：（5）政策・方針決定過程等への女性の参画拡大											
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価			
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合		評価理由		
11	審議会等への女性の参画促進	女性委員比率40%に向けた積極的な取組 男女社会参画課	平成28年4月1日現在の割合:31.6% (委員会数:79) [内訳] ・法律・条例により設置されているもの:28.7%(委員会数:29) ・設置要綱等、長の諮問機関として設置:33.1%(委員会数:50)	「付属機関等における女性の参画状況調査」実施時の通知文で、行動計画における目標値（女性委員比率40%以上）を明記し、目標の達成に向け協力を強く依頼しました。	B	B-	B-	平成27年4月1日現在に比べると、1.1ポイント上昇し31%を超えましたが、目標値には届きませんでした。取組内容についても所管課への通知や依頼にとどまり、積極的な取組が行えませんでした。	B-	前年度に比べ微増したものの、女性委員比率は目標値に届きませんでした。充て職や推薦母体となる団体の自主性などが難しいといった課題はありますが、今後も、積極的な取組を行えるような仕組みづくりを検討していきます。	
		女性委員比率40%に向けた積極的な取組 総務課	31.6%	男女社会参画課と連名で、全課長宛に「付属機関等への積極的な女性委員登用の促進について」を通知しました。通知には、女性比率増に向けた取組事例を4項目盛り込みました。	B	B-	B-	26年度と比較し、女性委員比率が向上しました（30.5%→31.6%）。			
12	区民の区政参加・意見反映機会の充実	いたばし・タウンモニター制度 広聴広報課	タウンモニター数:男30名・女20名 区民と区長との懇談会:男166名・女97名 (6回開催)	推薦及び募集時には、地域センター長に男女比及び年齢構成に関してお願いしています。	B+	B+	B+	平成27年度の参加者の男女比は、概ね目標の40%を達成しています。	B+	男女比は概ね目標値を達成しています。今後も区民の区政参加と意見反映機会の充実に努めます。	
		区民と区長との懇談会 広聴広報課									

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			評価理由
13	女性リーダーの育成と活用	いたばしアイカレッジ等意識改革・動機づけにつながる取組 男女社会参画課	・いたばしⅠ(あい)カレッジ前期【全5回】:参加者延べ149人、後期【全6回】:参加者延べ75人	前期は、東京家政大学女性未来研究所との共催で男女平等参画基礎講座を、後期は、働く女性をメインターゲットにキャリアアップ講座を実施しました。	A	A	A	前期は、大学との共催で、様々なフィールドで活躍中の講師を迎えることができました。前期・後期を通じて参加者の実践行動意識を高めることができました。	B	町会や商店街等地域では、女性部会や研修が実施され、女性が活発に活動しています。しかしながら、会長や役員・理事等への女性の登用はまだまだ少ないのが現状です。今後も情報提供などを通じ意識啓発に努めます。
		町会連合会における女性参画の推進 地域振興課	・女性部会の開催: 1回 ・女性部研修の開催: 1回 ・町会連合会の広報紙「いたばし町連」への女性部活動記事掲載: 2回	・部会では区民まつりの参加内容や女性部研修等について協議しました。 ・各支部で活動している女性を対象とした研修会を実施しました。(参加人数33名) ・町連女性部の様々な活動を「いたばし町連」で紹介しました。	A	A	A	・研修会への参加を通じて、女性が地域活動を行う上での見聞を広めるとともに、参加者同士の交流や情報交換が行われました。 ・区民まつり(区民おどりの提供)は、700名余りの女性が参加する予定でしたが、降雨予報のため中止となりました。		
		産業連合会における女性参画の推進 産業振興課	産業連合会…役員会(理事会・参与含む約80人)隔月1回開催	産業連合会並びに商店街連合会は、役員会・理事会において出席者に対し、適宜女性参画推進について説明を実施しています。	B	B-	B	産業連合会では、女性を理事や参与に登用し、商店街連合会では、女性役員の登用があります。商店街連合会では、女性部を設置しており、女性の活躍の場が増えています。		
		商店街連合会における女性参画の推進 産業振興課	(商店街連合会)理事会(60人)役員会(10人)毎月1回開催							

めざす姿2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会							二次評価 B+		
就労や起業、自立支援や健康づくりなど各取組は「めざす姿2」に向けて進捗していますが、職場環境の整備のため一層の連携が行われることを期待してB+としました。 性別・年齢等に関わらず、生涯を通じて、その能力を遺憾なく発揮でき、健康で安心して暮らせる社会をめざして、様々な事業を実施しています。 就労関係については、女性の就業確保や男女雇用機会均等法の遵守に向けたセミナーやパンフレットによる普及・啓発を実施していますが、平成26年度「意識・実態調査」では職場で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合は19.2%と目標値50%を大きく下回るなど、職場の環境整備が不十分という実態がうかがえました。関係各課・機関と連携により企業・事業所等への働きかけも含め、効果的な啓発が行えるよう努めていきます。女性の就労や起業については、27年度は東京しごとセンターと共催で全5回制のプログラムを実施したほか、男女平等推進センターの相談事業を改編し「女性のための働き方サポートとフェミニスト相談」を開設するなど新たな取組も行っています。今後も関係各課・機関との連携により実践的で満足度も高い講座を実施し、相談を充実していきます。 ひとり親家庭の自立に向けた就労支援や経済の安定に向けた支援、高齢期の生活に向けた支援については、ほぼ順調に進捗しています。健康づくりに向けた各種取組についても、27年度より、乳幼児を持つひとり親世帯等の区民が安心して検診を受診できるよう一時見守り付の子宮がん検診を実施するなど、健康で安心して暮らせる社会づくりをめざし、積極的に取り組んでいます。また、女性健康支援センターを中心に、女性の生涯を通じた健康づくりについての啓発・支援が順調に進捗しています。 今後は、いたばしアクティブプラン2020のめざす姿1「女性が活躍できるまち」の各施策・事業を通じ、企業等における環境の整備や、女性の就労と能力向上に向けた支援、女性の経済的自立と生活安定に向けた支援などに取り組んでいきます。また、めざす姿3「安心で安全に暮らせるまち」の各施策・事業を通じ、心とからだの健康支援について取り組んでいきます。さらに、子どもの貧困、ひとり親家庭や生活困窮家庭などの課題については、同じく28年度を初年度とする「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言2025（以下「いたばし子ども未来応援宣言2025」という。）」や「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながる いたばし保健福祉プラン2025（以下「地域でつながる いたばし保健福祉プラン2025」という。）」の中で区として総合的に取り組んでいきます。									
課題4：働く場における男女平等参画の推進							二次評価 B		
男女雇用均等法の制定・改正や女性活躍推進法の成立など法制度的には女性の就業に関する機会均等と待遇は飛躍的に改善されてきたにもかかわらず、平成26年度「意識・実態調査」の結果からは職場環境整備が不十分という実態も見受けられます。職場の環境改善には企業・事業所等への働きかけが重要ですが、現状ではパンフレット配布やセミナーの実施にとどまっています。今後、男女社会参画課や産業振興課等関連各課が連携し、産業団体や東京商工会議所等関係機関等と協力しながら効果的に取り組める方策を検討していきます。 女性の就労や起業に向けての支援については、東京しごとセンター共催で全5回制のプログラムを実施したほか、男女平等推進センターの相談事業を改編し「女性のための働き方サポートとフェミニスト相談」を開設するなど新たな取組も行っています。今後とも参加者の満足度の高い実践的な講座を実施し、相談を充実していきます。									
施策の方向：（6）男女の均等な機会と待遇の確保促進									
取組	取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
		実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	寄与度	達成度	総合			評価理由
14	企業・事業所への普及・啓発	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発 男女社会参画課	・いたばしgood balance会社賞を実施し、2社を表彰しました。	・いたばしgood balance会社賞を実施し、表彰企業の取組を紹介しました。 ・男女雇用機会均等月間（6月）において広報誌1面でPRを行いました。	B+	B+	B+	B	区内企業に対して直接アプローチできる少ない機会に効果的に啓発できるよう工夫しました。企業・事業所への働きかけが重要であるため、今後も様々な方法・手段を検討していきます。
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発 男女社会参画課							
		女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発 産業振興課 (公財)産業振興公社	「いたばしgood balance会社賞」の案内パネル・パンフレットなどを公社主催事業で展示・配布しました。	「いたばしgood balance会社賞」の案内パネル・パンフレットなどを公社主催事業で展示・配布するなど、企業等に向け情報提供を行っています。	B	B	B		
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発 産業振興課 (公財)産業振興公社							

施策の方向：（７）多様な能力の発揮を可能にするための支援

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			
15	若者の自立に向けた支援	区内大学と協働で取り組むキャリア講座の検討 男女社会参画課	東京家政大学女性未来研究所と共催で、I（あい）カレッジ前期を実施。（全5回）参加者数:延149人	「戦後70年、女と男の歴史と文化」と題し、文学・社会・美術・音楽・まちづくり等の視点から、連続講座を実施しました。	B+	B+	B+	様々なフィールドで活躍中の講師を迎え、多様な能力の発揮につながる講座を実施することができました。	B	区内大学との協働で、多様な能力の発揮につながる講座を実施することができましたが、若者(大学生)の参加を促す周知はできませんでした。
16	女性の就職・再就職に向けた支援	就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施 男女社会参画課	・女性のための再就職支援セミナー(全3回)参加者数:14人、12人、12人 ・女性再就職サポートプログラム(全5回)参加者数:18人、18人、19人、19人、19人 ・子育て女性向けセミナー 参加者数:17人	育児・出産・介護等で退職した女性が再就職するための講座を、産業振興課および東京しごとセンター女性しごと応援テラスとの共催で実施しました。	A	B	B+	・東京しごとセンターと共催したセミナーは、定員に対し参加者数が多く、好評でした。 ・産業振興課と共催した「女性のための再就職支援セミナー」については、参加者が少なく、広報力の不足を感じました。内容については好評でした。	B+	東京しごとセンターとの共催により実践的なプログラムを実施できました。参加者数の少ない講座についても、満足度は高い結果となっています。今後も関係機関との連携により効果的な事業を実施していきます。
		ハローワーク等との連携 男女社会参画課								
		就職支援セミナー 産業振興課	・就職支援セミナー（5回開催のうち1回は男女社会参画課共催で女性のみ対象※女性再就職支援セミナー延べ38名参加 ・ハローワークとの連携（面接会2回、連絡会議1回、チラシの配布依頼）、面接会求職者:延べ82人・宅建講座:39人・ファイナンシャルプランナー3級講座:52人・簿記3級講座:26人	・求職者向けセミナーで就活支援します。「若年者向け」（39歳以下の男女が対象）を4回、男女社会参画課共催「女性再就職向け」を1回実施しました。「女性再就職向け」は自己理解と応募書類の書き方、イメージアップ講座を実施しました。 ・ハローワーク池袋等との共催で若者を対象に面接会を実施しました。 ・公社事業として宅建・ファイナンシャルプランナー3級・簿記3級取得支援講座を実施しました。	B+	B+	B+	昨年に引き続き女性再就職支援セミナーを実施しました。前年度と比較すると参加人数が大幅減となり集客に苦戦しましたが、セミナーアンケートでも満足度が高かったことから寄与度・達成度ともにB+としました。		
		ハローワーク等との連携 産業振興課								
		資格取得支援事業（能力開発支援） 産業振興課 (公財)産業振興公社								
17	女性の起業に向けた支援	起業に向けた支援 産業振興課	男女社会参画課共催の「女性のための起業家入門講座」（全2日間）を実施。参加者：延べ38名	土曜午後2日間を使用して女性起業家が自身の体験について講演を行うほか、企業活性化センター長が起業ノウハウについて説明。	A	B	B+	単なる体験談の共有にとどまらず、より実践的な起業支援をめざして事業計画書の作成指導を行いました。これにより受講者の創業に対する志が一層明確になったとともに、満足度も高くなりました。	B+	起業ノウハウ説明や事業計画書作成指導など実践的な講座でありながら、和やかな雰囲気での交流できた講座を実施できました。今後も参加者増をめざします。
		より実践的なスキームの検討 産業振興課								
		起業支援セミナーの実施 産業振興課								
		産業団体等との連携による情報提供 産業振興課								
		起業支援セミナーの実施 男女社会参画課	女性のための起業家入門講座(全2回) 参加者数:21人、17人	起業の基礎についての講義と、ロールモデルとなる起業家と交流できるロールモデルカフェを行いました。	A	A	A	ロールモデルと起業希望者とお茶とお菓子を楽しみながらカフェのような和やかな雰囲気での交流でき、好評でした。		
18	就労に関する相談の充実	就労に関する相談やカウンセリングの充実 男女社会参画課	女性のための働き方サポートとフェミニスト相談 件数:86件	相談業務において、女性のための働き方サポートとフェミニスト相談を開設しました。	A	B	B+	従来の「カウンセリング」とは違い、「相談」としたことで件数は減りましたが、働き方についての相談も受けられるようになり、女性の経済的な面での自立をサポートできるようになりました。	B	男女平等推進センターの相談内容を改編し、女性の働き方をサポートする相談を設けました。キャリア・カウンセリングは前年に比べ件数は男女ともに減少しました。今後とも周知に努めていきます。

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価			
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合			評価理由	
18	就労に関する相談の充実	キャリア・カウンセリング 産業振興課	毎週火・木曜日(祝日・年末年始を除く)午後1時～午後5時 99回開催:延べ134人(男性65人、女性69人)就職決定者:12人	キャリアカウンセラーの資格を有する者が個別の面談を実施。カウンセラーは男女各1名(火:男、木:女)を配し、相談者の希望に添えるよう対応しています。また周知にあたっては、サポステや関連部署、区施設を通じ、チラシ・ポスターを配布しました。	B	B	B	男女のカウンセラーから相談者に向けたコメントをちらしに掲載するなど相談しやすい環境を整えました。相談者数は前年度より減少しましたが、女性の利用率は51%と半数以上で推移し女性の就職支援にも寄与できました。	B	【前頁と同じ】男女平等推進センターの相談内容を改編し、女性の働き方をサポートする相談を設けました。キャリア・カウンセリングは前年に比べ件数は男女ともに減少しました。今後とも周知に努めていきます。	
課題5：さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり										二次評価 B+	
ひとり親など生活上困難に陥りやすい女性の増加や、高齢単身女性の相対的貧困率が高いという実情もあり、女性が長期的な展望に立って働くことができるような自立に向けた就労支援や相談などを行っています。経済の安定や生活の安定に向けた支援については、ニーズを注視しながら継続的に事業を実施しています。今後も、様々な困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくりに寄与するため、男女平等の視点に配慮しつつ取組を進めます。											
施策の方向：(8)ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり											
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価			
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合			評価理由	
19	自立に向けた就労支援	ひとり親家庭自立支援訓練費助成事業 福祉事務所	・教育訓練給付金支給:6件 ・高等職業訓練促進給付金支給:14件・プログラム策定:13件	ひとり親家庭の母及び父の就業自立に向けた支援を行っています。	B+	B+	B+	ひとり親家庭の自立に向け、各種の就労支援策を進めました。	B	ひとり親家庭等の自立に向け、男女平等参画の視点に配慮しながら各種の就労支援策を進めています。再就職支援セミナーの福祉枠については見直しが必要と考えます。	
		再就職支援セミナー(福祉枠) 男女社会参画課	福祉枠参加:該当なし	福祉事務所へ福祉枠の推薦を依頼しましたが、推薦該当者が出ませんでした。	B	B-	B-	27年度の女性のための再就職支援セミナーは、再就職準備段階の動機づけ的な意味合いのあるセミナーであったため、すぐに就労自立をしたい方には向かず、該当者がありませんでした。			
		障がい者就労援助の充実 障がい者福祉課	就職者数:69人	雇用促進事業として障がい者雇用を検討している事業主を対象に、職業相談会を開催しました。パネル展示や体験実習等も同時に行い、来場者数を増やす工夫をしました。	B	B	B	男女平等参画の視点に配慮して事業を行い、就職者数を増やすことができました。雇用促進事業についても、気軽に来場できる工夫を行い、事業のPRを行うことができました。			
20	経済の安定に向けた支援	児童扶養手当の支給 子ども政策課	児童扶養手当:3,795人(内 父子家庭191人)	ひとり家庭等の支援策として、継続的に事業を実施しました。	A	A	A	児童扶養手当法と板橋区児童育成手当条例に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定自立と児童福祉の増進に向け手当の支給をしました。	B+	手当や資金貸し付けを行い、ひとり親家庭等の経済的安定に寄与しています。	
		児童育成手当の支給 子ども政策課	児童育成手当:5,284人(内 父子家庭258人)								
		母子及び父子福祉資金 福祉部管理課	平成27年度実績【東京都母子及び父子福祉資金】・貸付実績:662件381,572,930円【女性福祉資金】・貸付実績:7件4,430,000円	母子及び父子家庭や女性の方々が経済的自立と安定した生活に向けた支援(貸付け・生活相談)を行いました。母子及び父子世帯や女性への貸付けを行いました。	A	B+	A	経済的な理由により修学困難な方に対し、修学金を貸付けする等、自立や安定した生活を構築するための支援を行うことができました。			
		女性福祉資金 福祉部管理課									

取組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合		評価理由	
21	生活の安定に向けた支援	母子生活支援施設子ども政策課	「母子生活支援施設」居室提供の状況24世帯56名（4月1日現在/他区の提携1施設の利用も含む） 〔ひとり親家庭ホームヘルパー派遣〕23世帯 延べ利用回数754回	〔母子生活支援施設〕2施設において、様々な事情を抱えた母子に対し、生活再建や自立に向けた生活支援全般を福祉事務所と連携して実施しました。なお、このうち、区立母子生活支援施設については、老朽化のため27年10月から移転改築工事を行っています。 〔ひとり親家庭ホームヘルプサービス〕福祉事務所が窓口となり、小学校就学前の児童を育てるひとり親家庭に対し、各家庭の状況に応じてホームヘルパーを派遣しました。	A	A	A	・母子施設への生活支援や自立支援を行うために、継続して事業を実施しました。それぞれの家庭に応じた生活支援により、男女平等参画に寄与しました。 ・ホームヘルパーは各家庭の状況に応じて派遣しており、ひとり親家庭の生活の安定に寄与しています。	B+	ひとり親家庭や障がい者、外国人等様々な困難を抱える区民に対し、相談やサービス等の支援を行い、生活の安定に寄与しています。
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス子ども政策課								
		障がい者生活介護施設の整備 障がい者福祉課	・民間事業者開設：1か所（定員20名） ・相談件数：3,464件 ・各種セミナー：241名参加 ・知的障がい者グループホームの整備：4か所	障がい者の日中活動の場や居住の場を民間事業者の参入促進を進めています。また、障がい者の日常生活や福祉サービス、権利擁護など様々な内容の相談に応じています。	A	A	A	障がい者の自立促進と安定した地域生活を支えるために、日中活動の場の確保とともに、地域での居住を実現するグループホームの整備で計画値を超えた実績がありました。		
		障がい者地域自立生活支援相談・セミナー								
		障がい者福祉課 障がい者福祉センター								
		知的障がい者グループホームの整備促進 障がい者福祉課								
		母子生活支援施設福祉事務所	・「母子生活支援施設」居室提供の状況：24世帯56名（4月1日現在/他区の提携1施設の利用も含む） ・「ひとり親ホームヘルパー派遣」：23世帯 延べ利用回数：754回 ・「福祉総合相談」年間相談件数：32,552件	施設入所による住居の確保、ホームヘルプサービス提供による就労・生活支援、福祉総合相談による問題解決を図っています。	A	A	A	母子家庭・ひとり親家庭の生活の安定に寄与しています。		
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス福祉事務所								
		福祉総合相談福祉事務所								
		住宅情報ネットワーク 住宅政策課	・ネットワーク成約件数：1,061件 ・債務保証成約件数：10件	窓口及び電話での相談や受付の他、区内役150店舗の不動産店でもステッカー等で制度の周知を図りました。	A	A	A	関係部署と連携しての支援体制が整ってきており、長年の取組が成果を上げています。		
		保証人等債務保証制度の紹介 住宅政策課								
		総合相談 男女社会参画課	総合相談件数：1,465件	電話または面談で、相談に応じています。	A	A	A	相談員の丁寧な対応により、相談件数が年々増えています。		
		国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳 文化・国際交流課（公財）板橋区文化・国際交流財団	通訳 ①国際交流員対応：56件 ②語学ボランティア対応：48件 翻訳 ①国際交流員対応：87件（A4用紙 158枚） ②語学ボランティア対応：86件（A4用紙 157枚） ※件数は事業全体	主管課の要請に応じて、国際交流員や語学ボランティアが、窓口や学校等で日本語が十分でない区内在住の外国人に対して通訳や翻訳等の支援を行いました。新規事業（マイナンバーなど）で制度案内の翻訳を急ぐ場合は、国際交流員・語学ボランティアで調整し迅速に対応ができました。	B+	B+	B+	通訳・翻訳事業を推進することで、行政サービスの充実につながり「困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり」に寄与しました。		

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価			
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合			評価理由	
21	生活の安定に向けた支援	外国語版母子健康手帳の交付 健康推進課	交付実績83件（英語37、中国語39、ハンダ語1、タガログ語1、スペイン語1、タイ語3、ポルトガル語0、インドネシア語1）	妊娠届出書に必要な国の母子手帳希望欄を設け、日本語の理解が困難な妊婦・乳幼児の保護者に対し無料で配布しました。	B+	B+	B+	健康福祉センター等の健診や育児相談時にも活用しています。	B+	【前頁と同じ】ひとり親家庭や障がい者、外国人等様々な困難を抱える区民に対し、相談やサービス等の支援を行い、生活の安定に寄与しています。	
課題6：高齢期に安心して生活できる環境づくり										二次評価 B+	

高齢者の就労に向けた支援、生活サポート体制の充実、地域社会への参画支援を通して、高齢期に安心して生活できる環境づくりを行っています。いずれの施策もほぼ順調に進捗しています。今後も、高齢者の増加が見込まれる中、女性が男性より相対的に長寿であることから高齢者人口に占める割合が高く、高齢者施策の影響を受けやすいという実情も勘案して男女平等の視点に立ち一層の充実に努めます。

施策の方向：（9）高齢者の安心した生活に向けた支援

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価								
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価											
					寄与度	達成度	総合									
22	高齢者の就労に向けた支援	シルバー人材センターの充実 長寿社会推進課	再就職支援講座(2回開催)参加者数:男71人、女53人 計124人 合同就職面接会(2回実施)参加者数:男83人 女58人 計141人 シルバー登録会員数:男1,950人 女1,055人 計3,005人	・国の緊急雇用制度を活用し、高齢者の就業開拓を強化しました。 ・アクティブシニア就業支援センターのホームページにセンターが開拓した求人情報を掲載することにより、求職者への利便性を確保しました。	B+	B+	B+	企業の求人意欲は引き続き旺盛であり、雇用環境は改善しています。	B+	雇用環境の改善もあり、高齢者の就労支援はほぼ順調に進捗しています。						
		アクティブシニア就業支援センター 長寿社会推進課														
23	生活サポート体制の充実	おとしより相談センター（地域包括支援センター）の拡充 おとしより保健福祉センター	新たに設置する熊野及び清水地域の受託法人決定及び開設準備。	プロポーザル方式による事業者選定及び区民への周知等。	B+	A	A	予定どおり2か所のセンターが平成28年4月1日開設しました。	A	生活サポート体制の充実に向けて、順調に取り組んでいます。今後もサポート体制の充実に努めます。						
		福祉総合相談（再掲21） 福祉事務所	年間相談件数:32,552件	福祉に関するあらゆる相談を受け付けています。	A	A	A	相談者の問題解決に寄与しています。								
		住宅情報ネットワーク（再掲21） 住宅政策課	・ネットワーク成約件数:1,061件 ・債務保証成約件数:10件 ・居住支援協議会において27年10月より相談窓口の設置 相談件数:54件	・窓口及び電話での相談や受付の他、区内役150店舗の不動産店でもステッカー等で制度の周知を図りました。 ・居住支援協議会の相談窓口は、高齢者総合相談窓口を設置することで、連携を取りやすくしました。	A	A	A	関係部署と連携しての支援体制が整ってきており、長年の取組が成果を上げています。								
		居宅支援協議会の設立 【H25追加の取組】 住宅政策課														
		保証人等債務保証制度の紹介（再掲21） 住宅政策課														
		在宅高齢者食生活支援事業 健康推進課									・在宅高齢者食生活支援事業:4回51人（男性6人） ・一般高齢者向け介護予防事業、元気シニアの栄養教室:13回227人（男性127人）	・在宅高齢者食生活支援ネットワーク会議年4回（講習会を含む）、情報紙の発行年3回 ・一般高齢者向け介護予防事業、元気シニアの栄養講座、5健康福祉センターで実施。	A	A	A	・在宅高齢者食生活支援事業、情報紙は広く男女に読まれています。 ・一般高齢者向け介護予防事業、半数以上は男性です。
		一般高齢者向け介護予防事業 健康推進課														

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			評価理由
24	地域社会への参画支援	世代間交流促進 子ども政策課	19館延18回実施、 1,922名参加	イベントを通じて、高齢者と子どものふれあう機会を作り、高齢者の孤独化防止、地域社会への参画を図っています。	B	B+	B+	子どもは高齢者の体験を学び、高齢者は子どもとふれあい、地域社会に参画する機会を得ることができました。	B+	子どもとのふれあいや施設の活用により、高齢者の地域社会への参画支援は順調に進捗しています。
		いこいの家活用促進 長寿社会推進課	・いこいの家 利用者数:103,892人 ・ふれあい館 利用者数:406,248人 ・グリーンカレッジ:教養課程:232人、専門課程:228人、大学院:66人、卒業生企画による板橋グリーンカレッジ公開講座(2回):305人 ・シニア世代活躍促進事業による講座(就労支援セミナー・絵本読み聞かせ講座等):138人 ・地域入門体験講座:30人	・いこいの家のあり方を検討し、高齢者が多世代と交流し憩える場の整備に取り組みました。 ・ふれあい館では、講座の内容や講師の充実を図り、多くの方にご来館いただけるよう取り組みました。 ・(仮称)シニア活動センターについては、高島平地域グランドデザインの具体化に向けた取り組みを進める中で再検討する方向で計画変更されているため、社会参画・社会貢献活動に資する事業を先行実施。 ・シニア世代の活躍する人材を育成するという視点で、新たに「就労支援セミナー」や「絵本読み聞かせ講座」を実施しました。	A	B+	B+	・いこいの家の機能の見直しについて利用者と利用団体に対して説明会を実施しました。 ・徳丸ふれあい館のカーペット改修工事により、2か月間部分休館、完全休館を行ったため、利用者数が減少しました。 ・「絵本読み聞かせ講座」は、定員の4倍の申し込みがあり、受講生のうち女性が9割超と高い割合となりました。		
		ふれあい館活用促進 長寿社会推進課								
		グリーンカレッジ 長寿社会推進課								
		(仮称)シニア活動センターの開設 長寿社会推進課								
		シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進 長寿社会推進課								

課題7：生涯にわたる心とからだの健康支援

二次評価

A

男女が互いの身体的差異の特徴を理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは男女平等参画社会の形成にあたっての前提となっています。男女を問わず、全ての区民が生涯を通じ健康に過ごせるよう、様々な取組や健康に関する正しい理解の促進を計画的に行っています。また、平成27年度より乳幼児を持つひとり親世帯等の区民が安心して検診を受診する機会を提供するために一時見守り付子宮がん検診を実施しています。

女性健康支援センターを中心に、女性の生涯を通じた健康づくりについての啓発・支援が順調に進捗しています。

施策の方向：(10)生涯を通じた男女の健康づくり支援

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			評価理由
25	生涯を通じた健康づくり支援	区民一般健康診査健康推進課	・区民一般健康診査 受診者数：88,543人 ・国保特定健康診査 受診者数：45,854人 ・後期高齢者医療健康診査 受診者数：29,134人 ・健康づくり協力店の充実、新規16店舗加入、延べ560店舗 ・がん検診 受診者数：123,484人（胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺・喉頭がん・胃がんリスク） ・成人歯科検診 受診者数：3,680人 ・在宅高齢者食生活支援（再掲23）4回51人（男性6人） ・一般高齢者向け介護予防事業、元気シニアの栄養教室、13回227人（男性127人）	・2年連続未受診者を対象に受診勧奨はがきを送付しました。 ・特定保健指導対象者向けセミナーを実施しました。 ・健康づくり協力店の充実、毎年15店舗を拡大します。 ・がん検診については、大学の文化祭やわくわくフェスタなどイベント等での受診勧奨や乳がん・子宮がん等の受付を実施しました。また、一時見守り付子宮がん検診を実施しました。 ・在宅高齢者食生活支援事業 ネットワーク会議年4回（講習会を含む）、情報紙の発行年3回 ・一般高齢者向け介護予防事業、元気シニアの栄養講座、5健康福祉センターで実施。	A	A	A	・各種検診等について、性差なく実施しています。 ・乳がん・子宮がん検診は、自動送付を拡大し、受診率の向上に努めました。また、平成27年度よりひとり親世帯等の区民が安心して検診を受診する機会を提供するために一時見守り付子宮がん検診を実施しました。 ・健康づくり協力店の充実では、目標店舗以上を拡大できました。 ・在宅高齢者食生活支援事業では、情報紙は広く男女に読まれています。 ・一般高齢者向け介護予防事業では、半数以上は男性です。	A	各種検診については性差なく取り組んでいます。女性特有の検診については受診率の向上に努め、特にひとり親世帯の受診機会提供のための施策も実施しました。
		国保特定健康診査・特定保健指導健康推進課								
		後期高齢者医療健康診査健康推進課								
		健康づくり協力店の充実健康推進課								
		がん検診健康推進課								
		成人歯科検診健康推進課								
		在宅高齢者食生活支援（再掲23）健康推進課								
		一般高齢者向け介護予防事業（再掲23）健康推進課								

取組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			
26	女性の健康づくり支援	女性健康支援センターの健康教育 健康推進課	健康教育:76回 2,194人	女性の特有の健康について、性差を意識した内容で且つ、利用しやすいような配慮をし、積極的に啓発・相談を行いました。	A	A	A	・女性の健康についての啓発に積極的に取り組むことができました。 ・プレママ栄養講座は、平日なので、受講者は女性です。 ・こんにちは赤ちゃん事業と新生児訪問指導については、周知方法の工夫により、専門職による訪問増加につながり、より丁寧な訪問支援を行うことができました。	A	女性健康支援センターを中心に、女性の生涯を通じた健康づくりについての啓発・支援が順調に進捗しています。訪問支援により、母子や家族の心身や養育環境についても適切な支援を行っています。
		女性の健康学習支援 健康推進課	学習支援(図書貸出):160冊							
		プレママ栄養講座 健康推進課	プレママ栄養講座 5 健康福祉センター:33回 510人(男性0人)							
		女性健康支援センターの健康相談 健康推進課	延相談数:1,292人							
		女性健康支援センターの自助グループの育成・支援 健康推進課	自助グループ育成支援: 51回 434人							
		女性のがんに関する情報提供 健康推進課	乳がん生活ガイドをホームページに掲載							
		こんにちは赤ちゃん事業 健康推進課	こんにちは赤ちゃん事業:562件							
	新生児訪問指導(産後うつ対応の充実) 健康推進課	新生児訪問指導:4,473件								
27	健康に関する正しい理解の促進	HIV抗体等検査・相談 予防対策課	・HIV抗体検査:233人、梅毒検査:218人、性器クラミジア検査:189人、エイズ予防相談:873件 ・酒害ミーティング:年35回実施、参加者:195人 ・エイズ予防講演会:6回、参加者:530人 ・性感染症に関する講演会:開催5回、参加者:511人、大学祭参加:5校	・年20回の匿名予約検査・相談のほか、予防対策課と健康福祉センターで常時電話・来所相談を実施しています。 ・家族ミーティングと、本人向けに断酒継続をサポートするミーティングを行いました。 ・区内の高校や職業訓練校に出向いての講座や、支援者向けの講演会を実施しました。 ・区内大学祭に出展し、啓発用リボン・パンフレット等を配付しました。	A	A	A	・定期的検査・相談と常時の相談を実施することで、正しい理解を促進しています。 ・若年層への講演会の他、高齢のエイズ患者等への支援者向けの講演会を実施し、支援者の正しい理解促進に取り組むことができました。 ・大学祭の啓発では、一度に多くの若年層に出会えるため、効果的な啓発ができました。	A	健康に関する正しい理解の促進に計画的に取り組んでいます。大学祭出展や、学校における保健体育等によって若年層に対しても啓発・指導を行っています。
		酒害(アルコール)ミーティングによる支援の推進 予防対策課								
		エイズ予防講演会 予防対策課								
		性感染症に関する啓発 予防対策課								
			学校における性教育の推進 指導室	・健康教育に関わる研修:2回 ・薬物乱用防止教室の実施率:100%	生活指導主任会での健康教育及び性教育の重要性について周知を図りました。	A	A	A	体育・保健体育での指導計画に基づき意図的・計画的な指導を行うことができました。	
			薬物乱用防止に関する啓発 生活衛生課	平成27年度における区立中学生からの薬物乱用防止推進応募作品数は、ポスター690点、標語1,057点でした。	区立中学校生徒に対し薬物乱用防止推進ポスター及び標語を募集し、自らが薬物乱用防止について意識するような啓発活動を行いました。	A	A	A	平成26年度より若干減少しましたが、標語では東京都最優秀賞を受賞し、ポスターでも優良賞受賞作品があり、質的には優秀作が多かったことを評価しました。	

めざす姿3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会										二次評価	
										B+	
各課が様々な事業を展開し「めざす姿3」に向け順調に進捗していますが、待機児童解消までには至っていないことなどから、さらなる拡充を期待してB+としました。 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図るためには、区民への啓発のほか、企業・事業所への働きかけも重要です。「いたばしgood balance会社賞」の募集に際しては、男女社会参画課が産業振興課や産業連合会・法人会・社労士会・東京商工会議所などと広報活動を含めて連携しています。今後は、事業主への働きかけにつながるような連携強化も必要と考えます。 待機児対策として保育施設の整備を進め、目標値を超えた保育サービス定員を確保しましたが、残念ながら待機児解消までには至っていません。放課後に子どもたちが安心して過ごせる居場所としては、27年度に全ての区立小学校で「あいキッズ」事業を実施しました。平成28年度から、児童館を在宅子育て支援の拠点施設と位置づけるにあたり、すすくサロンが未設置の館に整備したほか、ファミリー・サポート・センター事業、育児支援ヘルパーなど多様なライフスタイルに対応した子育て支援を行っています。子育てに関する相談支援も様々な形で展開しています。 高齢者・障がい者とその家族を支援し、介護者の負担を軽減し、介護と社会生活の両立の一助となるよう福祉サービス等を推進しています。 今後は、いたばしアクティブプラン2020のめざす姿1「女性が活躍できるまち」の各施策・事業を通じ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性の継続就労や社会参加が叶う環境整備に取り組みます。また、めざす姿2「男女がわかりあえるまち」の各施策・事業を通じて男女がともに家庭生活を担い、地域活動に参画するための支援を推進し、男女平等参画の視点を踏まえた防災対策に取り組みます。 また、「いたばし子ども未来応援宣言2025」や「地域でつながる いたばし保健福祉プラン2025」においても、引き続き、働きながら安心して子育てできるようワーク・ライフ・バランスを推進することにより、区・企業等が協力して子育て世帯にとって魅力あるまちづくりに取り組みます。											
課題8：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進										二次評価	
										B+	
「いたばしgood balance会社賞」の募集等に際しては、男女社会参画課と産業振興課や産業連合会・法人会・社労士会・東京商工会議所などが広報活動を含めて連携して取り組んでおり、計画期間の目標を超え、事業者の表彰ができました。平成26年度「意識・実態調査（事業所編）」の結果では「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉の認知度は20.3%であり、目標値の半分にも満たない状況でした。27年度には広報の特集記事などを通じ区民周知を図りましたが、今後も、関係各課・機関との連携により事業主へ働きかけていくなど、様々な方法で実態改善に努めます。											
施策の方向：（11）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進											
取組	取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価				
		実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価	評価理由						
				寄与度	達成度	総合					
28	男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施 男女社会参画課	いたばしgood balance会社賞募集チラシの配布先と部数：板橋産業連合会(500部)、板橋法人会(6,000部)、社労士会板橋支部(50部)、東京商工会議所板橋支部(100部)	・男女共同参画週間のPRとして広報紙1面で特集を行いました。 ・いたばしgood balance会社賞の実施に際し、募集時と表彰時を中心に啓発活動を行いました。	A	B+	B+	B+				
	産業連合会等との連携による啓発の検討 男女社会参画課					男女共同参画週間の普及啓発活動において、女性活躍に絡めた特集記事を広報紙に掲載しPRできました。直接企業と接する社労士会板橋支部の協力により、企業に対しても啓発ができました。					
	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及 働くことと育児を考える学習【H25追加の取組】 生涯学習課	・「はたいくcafé」：10回 参加者：46名（男16・女30） ・「働く？育児？」講座企画運営会議：5回、企画運営者との打ち合わせ：6回 参加者：35名（男4・女31） ・講座「夫婦で家族の幸せを考える講座『子どもが生まれてどう変わった？～家族がHAPPYをパートナーとイメージしてみよう～』」3回 参加者：65名（男26・女39）	・「はたいくcafé」は働くことと育児をテーマに、参加者が自由に語り合う交流スペースとして開設しました。 ・講座は、前年度の講座から生まれたサークルが企画運営団体となって学習計画を作成し、話し合い学習の講座を運営しました。一時保育をつけました。	A	A	A					
課題9：育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備										二次評価	
										B	
区内企業に対してワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供を行っています。ワーク・ライフ・バランスを含めた職場環境や労働問題に関する相談を希望する企業に対し、社会保険労務士の派遣も行っています。また、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業・事業所を表彰することで、当該企業のさらなる取組推進と、他企業への波及を図っています。今後は、応募件数の増加をめざし、インセンティブの検討を含め、工夫を凝らした事業展開を行っています。											

施策の方向：（１２）ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			
29	職場の環境整備に向けた支援	ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供 男女社会参画課	・いたばしgood balance会社賞表彰企業紹介リーフレット(3,000部) ・センターだより21号(5,000部)	いたばしgood balance会社賞表彰企業紹介リーフレットや広報誌、センターだよりにおいて企業や区民に広く情報提供を行いました。	B+	B+	B+	各種媒体を使って企業や区民に表彰企業の取組事例等を情報提供することで、職場環境整備に向けた意識啓発ができました。	B	社会保険労務士派遣では、各事業所の状況を伺いながら、アドバイスをしています。推進企業の取組を紹介（情報提供）することで、職場の環境整備に寄与しています。今後も、効果的な情報提供に取り組めます。
		ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供 産業振興課 (公財)産業振興公社	・男女社会参画課の「いたばしgood balance会社賞」の案内パネル・パンフレットなどを公社主催事業で展示・配布するなど、企業等に向け情報提供を行いました。また、表彰企業に対して行っている融資の利子補給優遇加算について広く企業や金融機関等に周知することで啓発に努めました。	男女社会参画課の「いたばしgood balance会社賞」の案内パネル・パンフレットなどを公社主催事業で展示・配布するなど、企業等に向け情報提供を行っています。また、ワークライフバランスの表彰企業に対して行っている融資の利子補給優遇加算について広く企業や金融機関等に周知することで啓発に努めました。	B	B	B	・広く周知に努めました。今後も、引き続き周知に努めるとともに、より効果的な方法も検討していきます。 ・社会保険労務士派遣については、社会保険労務士が各事業所の状況を伺いながら、アドバイスをし、職場環境の整備に寄与しました。		
		社会保険労務士による経営相談 (公財)産業振興公社	ワーク・ライフ・バランスを含めた職場環境や労働問題に関する相談を希望する企業に対し、専門家である社会保険労務士を派遣しました。							

施策の方向：（１３）ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価	
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価				
					寄与度	達成度	総合		
30	推進企業・事業所に対する顕彰	推進事業者表彰 男女社会参画課	・いたばしgood balance会社賞表彰企業数2社 ・表彰企業紹介リーフレット(3,000部)	・表彰式をいたばし産業見本市で実施(産業振興公社との連携) ・社労士と会社訪問調査を行い、最終的に審査会での評価を表彰企業にフィードバックしました。	A	B+	B+	表彰企業の取組を広報紙やリーフレット、ホームページで紹介しました。また、会社訪問時に社労士よりアドバイスをしたり、審査結果をまとめて表彰企業にフィードバックできました。	B 推進に取り組む企業・事業所を表彰することで、当該企業のさらなる取組推進と、他企業への波及を図っています。また、企業・事業者の参考事例となるよう先進企業の取組を紹介しています。インセンティブの検討等を行い応募企業の増加をめざします。
		推進事業者先進事例集作成 男女社会参画課							
		産業融資制度における利子補給優遇 産業振興課	0件	産業融資制度を利用する中小企業者のうち、一般事業主行動計画を策定している企業と、いたばしgood balance会社賞を受賞している企業に対し、利子補給割合を1割優遇加算。(重複可)詳細を明記したパンフレットを区内金融機関及び窓口にて配布するなど、制度周知を行いました。	B	B	B	利子補給の優遇加算というインセンティブを与えることで、一般事業主行動計画やいたばしgood balance会社賞の意義を示せています。計画策定には時間がかかることから、今後の申請に期待しています。また、利子補給優遇制度は、融資利率が低廉であることとあわせて借主の負担軽減に役立っています。	

課題１０：子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実										二次評価	
										B+	
保育サービスの整備については、保育施設の整備を進め目標値を超えた保育サービス定員を確保しましたが、残念ながら待機児解消までには至っていません。27年度に全ての区立小学校で実施となった「あいキッズ」をはじめ、放課後に子どもたちが安心して過ごせる居場所を整備しています。児童館へのすくすくサロンの設置や、ファミリー・サポート・センター事業、育児支援ヘルパーなど多様なライフスタイルに対応した子育て支援を行っています。子育てに関する相談支援も様々な形で展開しています。 高齢者・障がい者とその家族を支援し、介護者の負担を軽減し、介護と社会生活の両立の一助となるよう福祉サービス等を推進しています。											
施策の方向：（１４）多様なライフスタイルに対応した子育て支援											
取組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			評価理由	二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合				
31	保育サービスの整備	保育園の整備 子育て支援施設課	平成27年度は認可保育所4施設、小規模保育所6施設、事業所内保育所2施設を整備しました。また、定員増のための増改築等を認可保育所1施設で進めたほか、公立保育所1施設を民営化し、定員増を図りました。	板橋区子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童の解消を目指し保育施設の整備等を進めています。	A	A	A	待機児童解消に向け保育施設の整備を進め、平成27年度は認可保育所、小規模保育所及び事業所内保育所等を合わせて、保育サービス定員の目標である500名を超える567名を確保しました。	B+		
		認証保育所の整備 子育て支援施設課									
		認定こども園の設置 子育て支援施設課									
		小規模保育事業の整備【平成27年度より板橋スマート保育からの移行】 子育て支援施設課									
		延長保育の拡充 保育サービス課	区立26園、私立60園	板橋区次世代育成推進行動計画に基づき、保護者への支援やワークライフバランスの推進に向けて施策を実施しました。	A	A	A	延長保育では、前年度比較で区立2園、私立8園増加しました。また、要支援児保育巡回指導は、新たに小規模保育施設を加え、要支援児入所園の全てにおいて巡回指導を実施しました。			
		家庭福祉員 保育サービス課	児童利用者数204名								
		病後児保育 保育サービス課	病児・病後児4施設 (病後児のみ1施設)								
		病児保育 保育サービス課									
		要支援児保育巡回指導 保育サービス課	区立40園、私立46園、小規模4園								
		一時保育 保育サービス課	区立3園、私立9園								
		ファミリー・サポート・センター事業 子ども家庭支援センター	・ファミリー・サポート・センター事業:利用者6,660人・利用件数12,535件(21,719時間) ・育児支援ヘルパー:241人利用(2,192時間) ・ショートステイ(宿泊):100人利用(延べ402日) ・ショートステイ(日帰):162人利用(延べ819日) ・トワイライトステイ:68人利用(延べ199日)	ファミリー・サポート・センターの援助会員を増加し利用しやすくとともに、育児支援ヘルパー派遣事業やショートステイ事業については、利用者アンケートを実施し、ライフスタイルに合わせて利用できるようサービス内容を拡充しました。また平成28年度からは、新たに乳児ショートステイ事業を実施します。	A	A	A	各種事業において、利用者アンケートを継続的に実施するなど、利用者のニーズを把握し、利用者にとって利用しやすい制度となるように努めました。			
		育児支援ヘルパー 子ども家庭支援センター									
		ショートステイ 子ども家庭支援センター									
		トワイライトステイ 子ども家庭支援センター									
		預かり保育 学務課	私立幼稚園全34園で実施。 実利用者数5,057人	預かり保育を実施する幼稚園に対して補助金を支給し、事業の拡大をめざしました。	B+	B+	B+	長時間(11時間)預かり保育の実施園が2園増加しました。			

取組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価	
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価				
					寄与度	達成度	総合		
32	子どもの居場所整備	板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進 地域教育力推進課	あいキッズ利用： 延1,181,383人 登録率：97% いきいき寺子屋プラン（2,286回） 利用：110,647人	・あいキッズでは、放課後の子どもたちに学校敷地内の専用室と学校施設を有効活用し、安心・安全な居場所の提供、子どもの健やかな成長と保護者の仕事等と子育ての両立の支援を行いました。 ・寺子屋事業は土曜等の子どもの居場所づくりを目的として、PTAや地域のボランティアにより組織された学校開放協力会が、区の委託で実施しています。	A	A	A	・あいキッズについては、平成27年度に全ての区内区立小学校であいキッズを実施しました。 ・いきいき寺子屋事業については、寺子屋会議を年3回実施し、寺子屋同士の交流を深めました。	B+
		いきいき寺子屋の拡充 地域教育力推進課							
		児童館子育てサポート 子ども政策課	・児童館子育てサポート事業：廃止 ・学童クラブ：廃止 ・すくすくサロン利用者数：208,348名 ・幼児ふれあいひろば利用者数：306,552名 ・のびのびひろば：廃止 ・母親教室参加者数：19,287名	乳幼児親子に対しては、児童館に専用室の「すくすくサロン」設置、子育て支援として「幼児ふれあいひろば」「母親教室」を行っています。	B	B+	B+	・地域における在宅子育て支援拠点として、児童館機能を再構築したことや、「あいキッズ」を全ての区立小学校で実施したことに伴い、各事業の見直しを行いました。 ・継続して実施している乳幼児親子向けの事業については、「新たな児童館」へ移行する準備期間としてサービスをさらに充実しており、年間利用者数は概ね順調に推移しています。	
		学童クラブでの児童受入 子ども政策課							
		乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」 子ども政策課							
		子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」 子ども政策課							
		母親教室 子ども政策課							
		ファミリー・サポート・センター事業（再掲31） 子ども家庭支援センター	・ファミリー・サポート・センター事業：利用会員6,660人・利用件数12,535件（21,719時間） ・いたばし0・1・2ひろば：10,296名利用 ・なります0・1・2ひろば：8,891名利用 ・森のサロン：16,496名利用 ・子育て支援者養成システム：子育て支援員養成講座として3回実施、92名修了 ・子育て通信「すくすく」：平成25年度で発行休止 ・子育て支援者グループの交流：すくすくまつりの実施、16団体参加	・0・1・2ひろばの機能を児童館に移し、平成28年度から実施場所を2か所から5か所に拡大します。 ・森のサロンでは地域の子育て拠点として、男性も参加しやすいよう土曜に事業を実施するなど男女双方が参加しやすいよう取り組み、利用者も増加しています。 ・父親も参加しやすいように、すくすくまつりを日曜日に実施したことで親子、多世代での参加が多くありました。 ・子育て支援員研修の修了者が、ファミリー・サポート・センター、育児支援ヘルパーの活動に従事し、地域の子育て支援環境を充実させました。 ・子育て通信「すくすく」は、SNSの普及など社会情勢の変化による情報の発信方法が変容してきたことから25年度をもって発行を休止しました。	A	B+	B+	・0・1・2ひろばの機能を児童館の「子育て相談エール」に移管し場所を拡大することとし利用者の利便性を高めました。移管にあたっては子ども政策課と連携し、ひろばの利用者が安心して児童館が利用できるよう児童館職員に研修等を実施するなどスムーズに機能移管ができました。 ・子育て支援員の養成講座を実施し、修了者が育児支援サービスの従事者となることで、地域の子育て支援の充実が図られ、ライフスタイルに合わせた支援を受けられる体制が充実しました。 ・森のサロンでは土曜日や野外での事業など男性が参加しやすくとともに、男女双方が子育てに関わる環境を働きかけており利用者は増加しています。	
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」 子ども家庭支援センター							
		子育て支援者養成システム 子ども家庭支援センター							
		子育て通信「すくすく」 子ども家庭支援センター							
		子育て支援者グループの交流 子ども家庭支援センター							
		・地域子育て支援拠点事業「森のサロン」 子ども家庭支援センター							

施策の方向：（１５）子育てに関する相談支援

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			
33	子育てに関する相談の充実	育児相談の充実 保育サービス課	育児相談実績:181件 (区立保育園での相談実績)	区立保育園において、園長や看護師などが保護者が抱える子育てに関する悩みについて相談を行うとともに、課窓口では、育児全般に関する総合相談窓口「いたばし子育てNAVI事業」を実施。区立保育園の元園長を「保育マイスター」と称し、保護者の状況に応じた様々な情報提供を行いました。	B+	B+	B+	核家族や少子化による子育ての孤立化の防止につなげるため、地域における保育園の機能を生かし、保護者が気軽に相談できる地域の身近な子育て支援窓口として子育て支援を行うことができました。	B+	区立保育園・児童館、民間商業施設での出張相談、家庭訪問時など、様々な形で子育てに関する相談支援を行っています。今後も、子育て家庭の育児不安と家庭生活における悩みを軽減することで、男女が仕事と家庭の調和を保ち活躍できる社会環境の実現に寄与していきます。
		すくすくサロン相談 子ども政策課	平成27年度すくすくサロン利用者数（昼食時のみ）:26,780名	利用者の相談に対し、児童館職員が丁寧に対応し、子育ての孤立化を防ぎ、不安感の軽減を図りました。また、平成28年4月からの児童館再編を控え、すくすくサロンの全館設置に向けた準備を進めてきました。さらに、そのうち5館については専任相談員の配置に向けた準備を進め、これまで区内2か所で実施していた「0・1・2ひろば」の機能を引き継ぎ、相談機能の強化を図りました。	B	B+	B+	地域における身近な相談窓口として機能していると評価します。		
		子どもなんでも相談 子ども家庭支援センター	・子ども家庭支援センター開設日数:294日/年 ・相談対応件数:21,042件（1日平均71.6件 内訳:電話15,309件、面接:714件、訪問:2,430件、その他:2,589件）	なんでも相談の件数は年々複雑化しています。ひろばでの相談とともに課題のあるものは、専門相談につなぎました。すくすくサロン相談は平成18年7月に児童館に統合し、28年度から児童館全館で実施することとなりました。また、27年度から民間商業施設での出張相談を開始しました。	A	A	A	民間商業施設での出張相談を開始するなど、様々な場所で相談を受ける体制を充実させることで、日常の相談から深刻な相談まで幅広く対応しました。また、専門性の高い相談は児童相談所につながるなど、相談の早期解決に取り組みました。		
		すくすくサロン相談 子ども家庭支援センター								
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」（再掲32） 子ども家庭支援センター								
		地域子育て支援拠点事業「森のサロン」（再掲32） 子ども家庭支援センター								
		こんにちは赤ちゃん事業（再掲26） 健康推進課	こんにちは赤ちゃん事業:562件	こんにちは赤ちゃん事業と新生児訪問指導については、赤ちゃんがいる家庭に訪問し、母子及び家族の心身の状況や養育環境を把握し、適切な支援を行いました。	B+	B+	B+	こんにちは赤ちゃん事業と新生児訪問指導については、周知方法の工夫により、専門職による訪問増加につながり、より丁寧な訪問支援を行うことができました。		
		新生児訪問指導（産後うつ対応の充実）（再掲26） 健康推進課	新生児訪問指導:4,473件							
		離乳食訪問お助け隊事業 健康推進課	離乳食訪問お助け隊事業:230件							

施策の方向：（１６）高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			
34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	おとしより相談センター（地域包括支援センター）の拡充（再掲23） おとしより保健福祉センター	・新たに設置する熊野及び清水地域の受託法人決定及び開設準備。 ・認知症家族支援プログラム：7回（1日～3日制）延220人（男59人：女161人） ・認知症サポーター養成講座：94回 延3,915人（男1,815人：女2,100人） ・地域ボランティア養成講座（失語症会話パートナー養成講座・自助具ボランティア養成講座）12回 延参加者数89人（男性2人、女性87人） ・介護実習普及センター運営 区民向け講座50回 延参加者数746人（うち①介護講座は、延参加者数234人 男性29人、女性205人、②区民公開講座2回延参加者67人（男性16人、女性51人）③事業者向け講座10回、延参加者数445人） ・高齢者虐待防止専門電話1回線、相談件数57件	・プロポーザル方式による事業者選定及び区民への周知等。 ・認知症の方を介護する家族を対象に、認知症の理解と介護の方法を学ぶ講座を実施します。また、この講座を通じて、認知症の方を介護する家族同士の交流を図ります。 ・認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症高齢者及び家族に対して、できる範囲で応援する認知症サポーターを養成します。 ・自助具ボランティア養成講座では、比較的男性の参加が得られやすい自助具の作製を通した自助具の普及啓発を図る内容としています。 ・介護実習普及センター区民向け講座では、土曜日に介護講座を行うなど参加しやすさに配慮しています。 ・支援チームは男女混合の職員で対応しています。	A	A	A	介護は地域社会全体で支えるという考えの下で事業を実施しています。平成27年度も、男性、女性の区別なく参加しやすい日程や内容で実施しました。	A	介護者の負担を軽減し、介護と社会生活の両立の一助となるよう、高齢者・障がい者とその家族を支援しています。今後も、特定の家族に負担が偏りがちである介護について男女平等の視点で取り組みます。
		認知症家族支援プログラム おとしより保健福祉センター								
		認知症高齢者援護事業 おとしより保健福祉センター								
		地域ボランティア養成事業 おとしより保健福祉センター								
		介護実習普及センター運営 おとしより保健福祉センター								
		高齢者虐待専門相談室運営 おとしより保健福祉センター								
			障がい者相談支援体制の拡充 障がい者福祉課	・27年度は新規に10か所の相談支援事業所を指定しました。 ・実務担当者会を毎月実施しました。 ・基幹相談支援センターの設置を検討しました。 ・障がい者（児）が介護者の入院や冠婚葬祭、休養などで介護を受けることが困難になった場合、一時的に介護を行いました。 ・介護者向けの相談やセミナーを実施し、情報提供を行いました。	A	A	A	・相談支援事業所を増やしサービス等利用計画作成が進みました。 ・実務担当者会では区職員講師による勉強会を行い、相談支援のスキルアップにつながりました。 ・28年4月に基幹相談支援センターを設置しました。 ・相談・セミナー・緊急保護の実施により介護者の負担を軽減し、家族の介護と社会活動の両立の一助として機能しています。		
			障がい者緊急保護施設の運営 障がい者福祉課							
			障がい者自立生活支援事業介護セミナー 障がい者福祉課							
			福祉総合相談（再掲21） 福祉事務所							

課題 1 1 : 男女がともに家庭生活を担うための支援	二次評価
	A

男女がともに家庭生活を担うための固定的役割分担意識の解消は、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女平等参画社会実現にとって必要なものです。固定的役割分担意識解消につながる講座・セミナーの実施は概ね順調に進捗しています。今後も、特定の家族に負担が偏りがちである介護も含めて、男女が協力して家庭生活を担えるよう情報提供を含めた意識啓発を進めていきます。

施策の方向：（１７）男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			
			評価理由							
35	意識啓発に向けた支援	男性の意識向上のための講座等の実施 男女社会参画課	・子育て女性向けセミナー 参加者:17人 ・男性応援講座 参加者:11組 (23人)	・子育て女性向けセミナーでは、仕事と育児の両立に対して抱く不安を解消するための実践的な講座を実施しました。 ・男性応援講座では、料理を通じて家事・育児を楽しみながらできるような工夫を凝らしました。	A	A	A	固定的役割分担意識を解消するための講座を開催し、男女がともに家庭生活に携わる機会を提供することができました。特に、男性応援講座では募集開始日に定員に達するほど好評でした。	A	家庭生活での役割分担意識を解消するための講座を実施しました。介護に関する理解や不安等を共有することで、男女問わず協力して介護に携わっていただけるような機会も提供しています。
		ライフステージに応じた実践的な講座等の実施 男女社会参画課								
		ロールモデルの発掘・活用 男女社会参画課								
		育児・介護休業制度の普及・啓発 男女社会参画課								
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー（再掲34） 障がい者福祉課	介護セミナー:44名参加	・介護者向けの相談やセミナーを実施し、情報提供を行いました。	A	A	A	セミナーの開催にあたり、広く区民に情報が提供できるよう工夫しました。特定の家族に負担が偏りがちである介護について、知識・理解を深めてもらうことで、男女平等に対する意識改革に寄与できました。		

課題１２：男女がともに地域活動に参加するための支援							二次評価		
							A		
「仕事と生活の調和」の「生活」は地域生活を含む日常生活であり、ボランティア活動や町会・自治会への参加、リサイクル活動、防災活動組織への参加などがありますが、女性の参加者も多く概ね順調に進捗しています。今後は、これらの活動の中から、各団体・組織の中核的役割を担う女性が輩出されるような支援についても検討していきます。									
施策の方向：（１８）地域活動への参加促進									
取組	取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			評価理由	二次評価	
		実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	寄与度	達成度	総合			
36	町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助 地域振興課	・町会連合会主催の講演会（参加者720名）や、各支部主催の研修（5支部）に経費を補助 ・個人登録ボランティア880人中、女性617人（70.1%） ・町会連合会で町会・自治会加入促進パンフレット・マニュアル・クリアファイルのぼり旗を作成し、加入促進事業を実施	・町会・自治会関係者を対象として、地域活動に関する講演会や研修、施設見学会が実施されました。 ・女性が参加しやすい傾聴ボランティアの養成講座や、女子会として引きこもりカフェを実施し、ボランティアの参加の意識啓発をしました。 ・町会・自治会加入促進事業として、梅まつり会場で来場者に加入促進パンフレット等を配布しました。 ・加入促進パンフレットを戸籍住民課や区民事務所の窓口で転入者へ渡しています。	A	A	A	・研修会等への参加を通じて、地域活動を行う際の見聞を広めるとともに、参加者の交流や情報交換が行われました。 ・個人登録ボランティアにおける女性人数は、26年度の464人から617人と向上しており、女性によるボランティア活動への参加が進んでいます。 ・加入促進事業により、町会・自治会活動の周知や町会・自治会への参加を促進しました。	A	女性のボランティア活動への参加が進んでいます。また、防災リーダー養成講習でも女性の参加者が49人となっています。女性の地域活動への参加・参画は順調に進んでいると言えます。
	ボランティア情報の提供 地域振興課								
	NPOボランティア活動の活性化、協働推進 地域振興課								
	町会・自治会への参加促進 地域振興課								
	リサイクル推進員 清掃リサイクル課	・リサイクル推進員：567人（28.3.31現在）研修会各地域2回開催 ・生ごみからたい肥づくり講習会5回実施 ・集団回収実施団体：897団体（28.3.31現在）	・清掃・リサイクルに関する研修会を実施しました。 ・生ごみからたい肥づくり講習会を実施しました。 ・資源の集団回収を実施しました。	A	A	A	・地域のリサイクルリーダーであるリサイクル推進員に対し、情報提供・啓発を行いました。 ・冊子への掲載等により、集団回収活動への参加を促進しました。		
	環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進 清掃リサイクル課								
	防災活動を行う組織への参画支援 地域防災支援課	27年度防災リーダー養成講習受講者：188人（男性139人、女性49人）	防災リーダー養成講習では、受講者に性別を問わずに求められる防災リーダーとしての役割を伝え、女性の視点を取り入れた防災対策（女性に必要な備蓄品、避難所での配慮 など）についても意識して取り組みました。	A	A	A	防災リーダー養成講習への女性の参加者が49人と、順調に女性の防災リーダーが増えていることから、「男女がともに地域活動に参加する」という基盤づくりは順調に進んでいると言えます。		
	男女平等参画の視点を取り入れた避難所の整備 【H25追加の取組】 防災危機管理課	前年度に引き続き、避難所備蓄用として、化粧が落とせるウェットティッシュ：127,920枚、保湿剤：164本、尿もれパット：6,972枚を購入しました。	「備蓄最適化計画」に基づいて、女性や高齢者、児童等に配慮した備蓄を進めています。	A	A	A	男女の差なく、災害時における一定レベルの避難所生活を送れるよう、引き続き避難所の整備を進めます。		

めざす姿 4 男女の平等と人権が尊重される社会							二次評価 B+		
配偶者暴力相談支援センターを中心にDV被害者支援施策に取り組み、「めざす姿4」実現に向け進捗していますが、若年層へのさらなる啓発拡充を期待してB+としました。 DVに関する普及・啓発は、区内5つの大学の大学祭や区民まつり、さらに27年度からは本庁舎イベントスペースを活用して、若い世代や幅広い年齢層に対して行っています。また、保護者を主なターゲットにした若年層のデートDVセミナーが、中学生対象の啓発活動につながったという波及効果も見られました。通報や相談に関する周知・情報提供にも力を入れています。残念ながら平成26年度「意識・実態調査」においてDV被害を受けたことがあると答えた方の6割以上が「相談しなかった」と回答しており、さらにそのうちの4.3%の人が「だれに（どこ）に相談してよいかわからなかった」と答えています。普及・啓発展示に際して相談窓口についての周知を行っていますが、今後とも、必要な人に必要な情報が届くよう周知・情報提供を行っていきます。 また、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所や関係各課の円滑かつ着実な連携のもと、被害者の立場に立った適切な相談、個別の事情に配慮した安全確保や自立のための支援を行っています。27年度もDV連絡会・担当者会で新たな課題について情報共有を図ることができました。今後も、様々な場面で庁内の連携強化を図りながら支援を継続していきます。相談や支援に関わる人材については、研修等を通じて資質の向上を図っていきます。併せて、若年層に向けた取組も検討していきます。 さらに、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力についても啓発を行っています。企業トップの考え方、経営方針で職場風土が変わることが多いため、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントについては、事業主への働きかけについて検討していく必要があると考えます。 今後は、いたばしアクティブプラン2020のめざす姿3「安心で安全に暮らせるまち」の各施策・事業を通じ、様々な暴力・ハラスメント等の防止、配偶者からの暴力の防止と被害者支援に取り組んでいきます。 ※課題13～18を板橋区におけるDV防止基本計画として位置づけ、DV被害者支援に向けた取組を行っています。									
課題 1 3 : 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育							二次評価 B+		
区内5つの大学の大学祭や区民まつり、さらに27年度からは本庁舎イベントスペースを活用し、女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンなどのアウェアネスリボンを用いて、幅広い年齢層への普及・啓発活動を実施しています。若年層への啓発については、直接大学生等を対象とした講座は実施できませんでしたが、中高生の保護者を主なターゲットにした若年層のデートDVについてのセミナーが、中学生対象の啓発活動につながり有益なものとなりました。									
施策の方向：（19）女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進									
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価	
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価				
					寄与度	達成度	総合	評価理由	
37	女性に対する暴力防止に関する普及・啓発	DV防止関係資料による情報提供 男女社会参画課 セミナー等の実施 男女社会参画課 いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施 男女社会参画課	・女性に対する暴力をなくす運動の実施 ・デートDV防止セミナー 参加者数:10人 ・区内5大学祭出展来場者数:1,865人(9日間) ・成人の日のつどいで啓発品の配布数:740個	・広報いたばし11/14号に啓発記事を掲載しました。また、本庁舎イベントスペースにて子ども家庭支援センターと啓発展示を行いました。 ・中高生の保護者を主なターゲットに、若年層のデートDVについてのセミナーを行い、1部中学校でのデートDVセミナーにつながりました。 ・若年層へのデートDV防止啓発を中心に、アウェアネスリボンを用いて効果的に啓発しました。	A	A	A	・相談窓口及びDVについての知識等の周知を実施しました。多くの方に啓発物品と相談窓口周知のカードを配布することができました。 ・セミナーの参加者自体は少なかったのですが、中学生向けのセミナーにつながり、有益なものとなりました。 ・悪天候で1日出展できない日がありましたが、他課と連携しながら、区内の5大学で多くの来場者に啓発をすることができました。	A
38	学校等と進める予防教育	区立小中学校における人権教育の充実指導室 高校・大学と協働した予防教育の検討・実施 男女社会参画課	・人権教育にかかわる研修:4回 ・教育委員会訪問時の指導助言:55回	研修で「人権教育」の内容を設定し、都及び区の指導資料を用いて、人権教育の充実を図りました。	A	A	A	研修会で教職員の理解向上を図ることができました。訪問時の指導・助言で、取組の促進を図ることができました。	B
			・区内5大学祭出展来場者数:1,865人(9日間)	区内の大学祭で、他課と共同で啓発ブースの出展を行いました。	B	B	B	大学祭においては大学側と連携して昨年より多くの来場者に立ち寄ってもらうことができましたが、若年層向けのデートDV予防セミナーの機会を作ることができませんでした。	

課題 1 4 : DV被害者の立場に立った相談体制の構築										二次評価	
										B+	
配偶者暴力相談支援センターを中心に関係各課が連携して、被害者の立場に立った適切な相談を実施しています。DV被害の潜在化を防ぎ適切な支援につながるよう、普及・啓発展示に際してカードを配布するなど相談窓口についての周知を行っていますが、今後とも、多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、通報制度を含め必要な人に必要な情報が届くよう周知に努めます。											
施策の方向：（20）早期発見へ向けた仕組みづくり											
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価			
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合				
39	通報に関する情報の周知	通報制度の周知 男女社会参画課 民生委員、医師会等関係機関との連携 男女社会参画課	DV連絡会開催：2回 DV担当者会開催：2回	各種会議で通報状況を報告し、制度の周知に努めました。	B+	B	B	通報制度について、周知に努めています が、実際の件数はかなり少ないため、Bとしました。	B	通報件数が少ないため、早期発見に向けた通報制度の周知に努めます。	
施策の方向：（21）DV相談体制の強化・充実											
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価			
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合				
40	相談に関する情報の周知	多様な媒体を活用した相談窓口の周知 男女社会参画課	大学祭での出展のほか、本庁舎一階イベントスペースでの啓発展示の際、相談窓口周知カードを約500枚配布。	相談窓口の周知カードを多くの方に手に取ってもらえるよう、パープルリボンをつけて配布しました。	A	A	A	相談窓口周知に努め、男女平等推進センターへの相談件数が増加しました。	B+	普及・啓発展示に際して周知しています。今後も必要な人へ情報が届くよう周知方法の検討を行います。	
41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置	DVに関する専門相談 福祉事務所	年間相談件数：1,047件	相談を受け、被害者の安全確保、生活支援を行っています。	A	A	A	DV被害者の救済に寄与しています。	A	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係各課と連携を取りながら、個々の相談者の状況に応じた適切な支援を行っています。	
		DVに関する専門相談 男女社会参画課 福祉事務所等との連携強化 男女社会参画課 「高齢者虐待防止窓口」、「障がい者虐待防止窓口」等との連携 【H25追加の取組】 男女社会参画課	・DV専門相談：138件 ・総合相談におけるDV相談：392件	男女平等推進センターにおいては、各相談員の知識が蓄積され、専門相談員以外での対応も可能となったため、DV専門相談の件数が減り、総合相談でのDV相談件数が増加しました。	A	A	A	配偶者暴力相談支援センターを設置して5年目となり、個々の相談者の状況に応じてより適切な支援ができるようになっていきます。			

課題 1 5 : 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援										二次評価	
										B+	
配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所の円滑かつ着実な連携のもと、個別の事情に配慮した適切な支援を行っています。また、警察や都及び他区配暴センター等関係機関との連携により被害者の安全・安心を最優先に、本人の意向を尊重した支援を行っています。引き続き、被害者の立場に立った支援に向けて関係各課・機関との連携を強化していきます。											
施策の方向：（2 2）DV被害者の一時保護											
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価			
			実績 （数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合	評価理由			
42	緊急時の保護体制整備	母子緊急一時保護事業 子ども政策課	一時保護世帯数:20件、人数:26人、利用日数:112日、延べ日数:140日	夫等からの暴力等により緊急に保護を必要とする場合に、区内の母子支援施設に一時的に保護しています。相談から保護に至るまで、個別の事情に配慮しながら、利用者の安全確保や自立に向けた適切な支援を行うことができました。	B+	B+	B+	個別の事情に配慮した適切な支援ができています。関係機関と連携し、利用者の安全・安心を最優先に利用者の意向を尊重した支援を行うことができました。	B+	警察や都及び他区配暴センターと連携し、適切な支援を行っています。今後も安全・安心を最優先に本人の意向を尊重した支援を行います。	
		母子緊急一時保護事業 福祉事務所	・「母子緊急一時保護」:20件 利用日数:112日 延べ日数:140日	DV被害者の安全確保、生活安定のため、緊急一時保護施設・都婦人相談センター（都配暴センター）への入所・生活保護等生活支援、各種手続きの援助を警察と連携して実施しています。	A	A	A	DV被害者の救済に寄与しています。			
		DV被害者保護 福祉事務所	・「DV被害者保護」年間保護件数:92件								
		警察との連携強化 福祉事務所	・「警察との連携強化」DV連絡会出席年2回								
		都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携 福祉事務所	・「都配暴センターとの連携」都女性相談センター利用件数:39件								
		都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携 男女社会参画課	・都配暴センター会議:2回 ・DV関係機関打合せ:1回 ・区DV連絡会への都配暴センター職員の出席:1回	都主催、裁判所主催、区主催のそれぞれの会議において、都及び他区、関係機関と情報・課題の共有を行いました。	A	A	A	都及び他区配暴センターとの連携が強化され、より安全な被害者支援体制づくりにつながりました。			
課題 1 6 : DV被害者が自立するための支援										二次評価	
										A	
DV被害者の生活再建のため、生活保護、国保・年金、就業、保育園・学校手続き等の支援を行っており、切れ目のない個別事情に則した適切な支援となるよう関係各課が連携しています。DV連絡会・担当者会では、マイナンバー制度開始という新たな課題について情報共有を図ることができました。今後も、配偶者暴力相談支援センターを中心に、様々な場面で庁内の連携強化を図りながらDV被害者の自立に向けた支援を行っていきます。											
施策の方向：（2 3）自立生活再建のための支援体制											
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価			
			実績 （数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合	評価理由			
43	庁内各種手続きの円滑化	DV相談共通シートの作成に向けた検討 男女社会参画課	・DV連絡会開催:2回 ・DV担当者会開催:2回	被害者の負担や不安を減らせるよう、庁内の連携を強化しました。	A	A	A	庁内の連携会議では、新しい制度の開始や最近の相談傾向を踏まえ、情報の共有に重きを置いて実施し、被害者支援の手続きの円滑化に努めました。	A	DV相談共通シートや連携会議で共有した情報を活用し、円滑な手続きを行っています。	

取組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			
44	被害者等に関わる情報の保護	住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるための取組 男女社会参画課	・DV連絡会開催: 2回 ・DV担当者会開催: 2回	新しく始まったマイナンバー制度について、主管課と支援をする各課の間を調整できるよう努めました。	A	A	A	マイナンバー制度の開始によって、被害者が不安に思うであろう点を支援する各課と主管課とで話し合う機会を設け、対応を事前に考えられるように努めました。	A	連絡会を利用して、新しく始まったマイナンバー制度について、主管課と被害者を支援する課で、情報を共有しました。
45	生活再建に向けた支援	生活の支援 福祉事務所	[生活支援] [就労支援] 生活保護適用: 60件 [連携会議] DV連絡会出席: 年2回	・生活保護適用・福祉資金利用等の案内、母子の自立を図るため就労支援を行っています。 ・DV連絡会議に参加し、警察との情報共有・連携を図っています。	A	A	A	DV被害者の救済に寄与しています。	A	DV被害者の生活再建のため、それぞれの所管課が関係各課と連携を取りながら適切に支援しています。今後も状況に応じた切れ目のない支援を行っていきます。
		就労に向けた支援 福祉事務所								
		連携会議 福祉事務所								
		就労に向けた支援 男女社会参画課	・各種相談業務 ・女性のための再就職支援セミナー(1回) ・DV担当者会議	A	B+	B+	・連携会議の活性化により、関係各課担当者のレベルアップに努めました。 ・女性のための再就職支援セミナーにおいては、希望者が毎年ほとんどいないため、別の方法での支援を検討します。			
		被害者支援マニュアル 男女社会参画課								
		連携会議 男女社会参画課								
		就労に向けた支援 産業振興課	・いたばし若者サポートステーション ・キャリア・カウンセリング: 年99回実施・若年者向け就職支援セミナー(39歳以下男女対象): 年4回・女性再就職支援セミナー(女性対象): 年1回・就職面接会: 年2回 合同企業説明会: 年1回	いたばしサポステ事業、キャリア・カウンセリングでの相談、若年者向け就職支援セミナー、男女社会参画課共催の再就職支援セミナー、就職面接会等、相談から就職まで一貫した支援ができるよう、施策を行っています。	B+	B+	B+	キャリア・カウンセリング及び女性再就職支援セミナーにおいて男女社会参画を進めるための工夫を行った点、アンケートによる満足度が高かった点から寄与度・達成度ともにB+としました。		
		住宅確保に向けた支援 住宅政策課	・都営住宅募集: 年4～6回 ・区営住宅募集: 年1回	都営住宅等の情報提供及び応募方法を案内しました。	A	A	A	関係部署と情報交換や連携をして支援ができました。		
		国保・年金制度による適切な情報提供 国保年金課	DV被害に関する公的証明による国保加入相談件数: 10件 国民年金: 10件	一般区民との区別はしていませんが、対応面でプライバシー等の配慮をしています。	A	A	A	応対等適切な対応ができました。		
		就学の支援 学務課	・受付件数: 58件 ・就学した児童・生徒数: 68人	義務教育の学齢児童・生徒について、住民登録の有無にかかわらず、状況に応じ、学校への就学を行っています。	A	A	A	関係機関と連絡を密にし、児童・生徒の保護を最優先に就学の支援を行っています。入学後、就学援助制度について案内をしました。		
保育の支援 保育サービス課	子育て相談(区立保育園39園) 181件	相談機会の充実を図るとともに、保育園に通う子どもの家庭でのDV被害等について相談を受けた時は、関連部署の案内や情報の提供等を行うなど、世帯の実情や緊急度に応じた支援を行いました。	A	A	A	世帯の事情に配慮した適切な案内と情報提供を行うことができました。				

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価			
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合			評価理由	
46	子どもへの継続的な支援	要保護児童対策地域協議会 子ども家庭支援センター	・要保護児童対策地域協議会（代表者会議：2回／年、実務者会議：17回／年、個別ケース会議：290回／年） ・見守りサポート事業：12回／年 ・ケアシステム研修会：2回／年	・要保護児童対策地域協議会では、関係機関及び関係部署との情報共有と、支援の方向性の確認を行い、DV被害者と児童虐待の関係性の中でより連携を深めました。また、児童虐待ケアシステム研修会を開催し、関係機関における相談対応力の強化を図りました。 ・虐待防止支援訪問では、虐待の予防、悪化防止のために家庭訪問を実施し、サービス調整等の支援を行いました。併せて、児童相談所と連携した「見守りサポート」事業をし、総合的な支援を実施しました。	A	A	A	要保護児童対策地域協議会において、要支援児童に関わる各関係機関が連携し支援を継続しています。平成27年度からは「教育支援センター所長」を会議の構成員として位置付けることで、スクールソーシャルワーカーとの連携を拡大することができました。	A	配偶者暴力相談支援センターと子ども家庭支援センターの連携を密に行い子どもの状況に応じた適切な取組を行っています。	
		児童虐待防止ケアシステム研修会 子ども家庭支援センター									
		虐待防止支援訪問 子ども家庭支援センター									
		見守りサポート事業 子ども家庭支援センター									
課題 1 7 ： 関係機関等との連携推進										二次評価 B+	
DV被害者の安全確保、生活再建のため、関係各課・関係機関との連携・協力を推進しています。配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV連絡会や、子ども家庭支援センターの要保護児童対策地域協議会といった会議での情報共有のほか、様々な場面で連携を進め支援体制の充実を図ります。											
施策の方向：（24）関係機関等との連携推進											
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価			
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価						
					寄与度	達成度	総合			評価理由	
47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進	DV担当者連絡会の充実 男女社会参画課	・都配暴センター会議2回 ・DV関係機関打合せ：1回 ・区DV連絡会への都配暴センター職員の出席：1回 ・要保護児童対策地域協議会（代表者会議）：1回	各種連携会議の開催・出席を通して、課題の整理や情報共有に努めました。	A	B+	B+	・支援段階の異なる様々な機関との連携会議にて様々な事項を検討することで、全体像を把握しながら支援することができました。 ・民間団体との連携については、今後、個人情報や支援情報の保護に気を付けながら慎重に検討していきます。	B+	DV担当者連絡会での情報共有を始め、DV被害者の安全確保のため関係各課・関係機関は連携を図っています。今後も、被害者の早期発見や、保護・支援が適切に行われるよう相互に連携を図り、協力に努めます。	
		東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 男女社会参画課									
		警察、医師会等関係機関との連携 男女社会参画課									
		NP0等民間団体との連携 男女社会参画課									
		東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 福祉事務所	・「DV連絡会」出席：年2回 ・「母子緊急一時保護事業」	警察・医療機関からの情報提供を受け、被害者を保護したり、相談のみで、すぐに保護しないケースの場合警察に協力依頼しました。また、女性相談センターに収容し保護しました。	A	A	A	DV被害者の安全確保に貢献しました。			
		警察、医師会等関係機関との連携 福祉事務所									
		NP0等民間団体との連携 福祉事務所									
	母子緊急一時保護事業（再掲42） 福祉事務所										

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合		評価理由	
47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進	母子緊急一時保護事業（再掲42） 子ども政策課	一時保護世帯数 [20件、人数:26人、利用日数:112日、延べ日数:140日]	夫等からの暴力等により緊急に保護を必要とする場合に、区内の母子支援施設に一時的に保護しています。相談から保護に至るまで、個別の事情に配慮しながら、利用者の安全確保や自立に向けた適切な支援を行うことができました。	B+	B+	B+	個別の事情に配慮した適切な支援ができています。関係機関と連携し、利用者の安全・安心を最優先に利用者の意向尊重した支援を行うことができました。		B+
		要保護児童対策地域協議会（再掲46） 子ども家庭支援センター	・要保護児童対策地域協議会（代表者会議:2回／年、実務者会議:17回／年、個別ケース会議:290回／年） ・見守りサポート事業:12回／年 ・ケアシステム研修会:2回／年	児童福祉法第25条の2の規定により、要保護・要支援児童、特定妊婦の早期発見、支援の充実、関係機関等との連携強化を図るため会議を開催し、連携と共有ができました。	A	A	A	DV被害のあった児童を含めた、要保護児童、特定妊婦を対象に要保護児童対策地域協議会の実務者会議を地区別で行い、関係機関や関係部署の構成員が顔の見える関係の中で情報交換、役割確認し、連携を強化することができました。		
課題 1 8 ： 人材育成の推進										二次評価
										A

国や都の研修機会を活用し、相談員・職員の資質向上を図っています。また、区内DV関係機関の集まる連携会議の場を利用し、東京ウィメンズプラザ職員による出前講座を実施し、支援時の対応についてレベルアップのための啓発を行いました。今後も、相談に関わる人材の資質向上に努めます。

施策の方向：（25）相談等に関わる人材の育成

取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 (数値など具体的な実績)	取組の実施方法	評価					
					寄与度	達成度	総合			評価理由
48	研修等の充実	専門研修等 男女社会参画課	・DV関係機関連絡会における東京ウィメンズプラザ職員による出前講座：1回 ・内閣府主催ワークショップへの相談員の派遣：1回	・東京ウィメンズプラザ職員による出前講座を区内DV関係機関の集まる連携会議にて行い、最近の傾向について関係機関に周知しました。 ・相談業務で必要な新しい情報を学ぶため、相談員を派遣しました。	A	A	A	日々変化していく被害者の傾向に対応するべく、支援を行う相談員及び関係機関の啓発や情報提供のために、ウィメンズプラザの出前講座と内閣府主催のワークショップを活用しました。また、庁内の関係各課担当者にも連携会議において支援時の対応についてレベルアップのための啓発を行いました。	A	相談員が国や都の研修に参加するほか、東京ウィメンズプラザ職員による出前講座を区内DV関係機関の集まる連携会議で行うなど、資質向上を図っています。
		二次被害防止のための研修 男女社会参画課								
		相談員の精神的ケアへの対応 男女社会参画課								
		研修等資料の提供 男女社会参画課								

課題 1 9 ： 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応								二次評価		
								B+		
男女がともに互いの個性と人権を尊重しながら生きていける社会をめざし、DV以外にもセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の予防・防止について啓発を行っています。企業トップの考え方、経営方針で職場風土が変わることが多いため、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの予防・防止については、企業・事業所等への働きかけも含め、効果的な方法を検討していきます。										
施策の方向：（2 6）性別等に基づく人権侵害の防止										
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 （数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価		評価理由			
寄与度	達成度	総合								
49	セクシュアル・ハラスメントの防止	セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発 男女社会参画課	区民向け情報誌「ICity～あいしてい～No.9」に掲載	「男女平等参画30年のあゆみ」を特集する中で、現状課題のひとつとしてセクハラ・マタハラを挙げ、問題提起を行いました。	B	B	B	区民向け情報誌中心での啓発に留まってしまう。また、「ICity～あいしてい」自体の配布場所も限られているため、必要な区民に情報が届くような工夫が必要です。	B	情報誌やチラシによる啓発を実施しました。今後は、企業・事業所等への働きかけも含め、効果的な方法を検討していきます。
		マタニティハラスメント防止に向けた啓発 【H25追加の取組】 男女社会参画課								
		セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発 産業振興課 （公財）産業振興公社	東京労働局雇用均等室のチラシで、相談窓口のご案内を周知しました。	相談窓口のチラシを活用して周知を図っています。	B-	B-	B-	相談窓口のご案内で留まりました。今後は、効果的な周知方法を検討します。		
50	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発	人権尊重に関する意識啓発の推進 男女社会参画課	アウェアネスリボン（啓発リボン）の活用 ・推進ニュース ・大学祭：DV、乳がん、エイズ ・暴力をなくす運動：DV、児童虐待、男性の暴力防止	人権尊重の見地から様々なメッセージ性を持つカラーリボンの紹介を複数課と連携で実施しました。	A	A	A	啓発にリボンを活用することで庁内連携による啓発が進みました。カラーリボンを活用することで、引き続き効果的に人権に関わる啓発を推進します。	B+	アウェアネスリボン（DV・児童虐待・HIV等の人権啓発リボン）を用いて複数課と連携して啓発に取り組みました。
		性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携 男女社会参画課								
施策の方向：（2 7）メディアへの対応										
取 組		取組の内容、方策、事業など	平成27年度実施状況		平成27年度一次評価			二次評価		
			実績 （数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価		評価理由			
寄与度	達成度	総合								
51	メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーに関する普及・啓発 男女社会参画課	セミナー「親が知らない恋愛事情」実施参加者（保護者・養護教諭）：10名	子どもが日常的に目にする、コマーシャルや少女漫画等に含まれる暴力表現や女性の性的側面の強調等を認識し、情報の真意を見抜けるようセミナーを実施しました。	A	A	A	難しいテーマであるメディア・リテラシーについて、日々、目にするコマーシャル等を活用することで、分かりやすく発信することができました。	B+	セミナーを実施し啓発に取り組みました。残念ながら参加者が少なかったため、今後は周知方法についても検討します。

7 計画を推進するための仕組み

行動計画を実効性のあるものとしていくため、PDCAサイクルにより計画事業の適切な進行管理を行うとともに、板橋区における「自己点検」の体制の充実を図り、職員一人ひとりが率先して男女平等を推進していくための仕組みを構築し、併せて特定事業主行動計画を着実に進め、区内事業所のモデルとしての役割を果たしていくこととしています。

方策1 計画の推進体制の充実

■計画の着実な推進

[進行管理と評価]

各年度における事業の実施状況及び進捗状況を把握・点検します。	「平成27年度実施状況と評価」 (10～36ページ) 参照
各事業が計画における目標（めざす姿）の達成及び課題の解決に向け、どのような効果があったか検証します。	
「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」や「板橋区区民満足度調査」における意識や満足度等を成果指標とし、可能な限り中間年における効果測定を行います。	「めざす姿ごとの成果指標一覧」 (39～41ページ) 参照

[推進体制の整備]

区の審議会における女性委員比率の向上など、第四次行動計画における重点項目に全庁的に取り組む体制を構築します。	「平成27年度実施状況と評価」の取組11（13ページ）参照
ワーク・ライフ・バランスの推進やDV被害者支援など第四次行動計画の重点的な取組に向けて関係各課の連携体制の充実を図ります。	・ワーク・ライフ・バランスについては、「平成27年度実施状況と評価」の取組30（23ページ）のとおり、『いたばし good balance 会社賞』の実施において、男女社会参画課と産業振興課で効果的な連携体制を構築しました。 ・DV被害者支援については、「平成27年度実施状況と評価」の取組8（12ページ）及び行動計画に内包されている「板橋区DV防止基本計画（課題13～18）」に基づき、関係各課・関係機関との連携体制の充実を図りました。
区民、関係機関との連携を進めます。	「平成27年度実施状況と評価」の取組2（10ページ）、取組4（11ページ）及び、取組37、38（30ページ）において、区内大学と連携した普及・啓発を実施しました。

方策2 板橋区における男女平等参画の推進

事業等のチェック	①計画策定や新規事業の企画等において	「板橋区における男女平等の推進」(42～44ページ) 参照
	②イベントや会議の開催において	
	③広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信において	
区職員の意識改革 チェック	①職員研修の充実	
	②女性管理職、係長職員増加に向けた取組	
	③職務分担の男女平等推進	
板橋区特定事業主行動 計画の着実な推進	①3歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業、部分休業、出産支援休暇、育児参加休暇または連続5日以上の休暇取得率	「板橋区特定事業主行動計画の着実な推進」(45ページ) 参照
	②そのうち、育児休業の取得率	
	③3歳に満たない子を養育している女性職員について、育児休業、部分休業、または育児短時間勤務の取得率	
	④小学校就学前の子どもがいる職員について、厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間(360時間)を超える職員数	
	⑤厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間(360時間)を超える職員数	
	⑥年次有給休暇の取得率(繰越分は含まない)	
	⑦週休日の振替率(4時間超の勤務)	

7-1 めざす姿ごとの成果指標一覧

指 標		現状値 (直近値)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計画期間中 の目標値 (設定根拠)
1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会	男女平等推進センター スクエア・I（あい） を知らない区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	<u>45.8%</u> 平成21年度	※1	※1	※1	<u>82.3%</u> 平成26年度 ※1	※1	15.7% (同調査における 地域センター・集 会室の割合)
	男女平等参画基本条例 の認知度 (板橋区男女平等に関する 意識・実態調査【区民】)	<u>6.6%</u> 平成16年度	—	—	—	<u>19.5%</u> 平成26年度	—	50%以上 (女子差別撤廃 条約という用語 の認知度第3次 男女共同参画基 本計画成果目 標)
	男女平等推進センター スクエア・I（あい） 利用者数	<u>17,080人</u> 平成21年度	<u>14,977人</u> 平成23年度	<u>15,598人</u> 平成24年度	<u>13,572人</u> 平成25年度	<u>13,027人</u> 平成26年度	<u>9,649人</u> 平成27年度	20,000人
	区の審議会における女性 委員の比率	<u>28.8%</u> 平成22年度	<u>30.7%</u> 平成23年度	<u>28.9%</u> 平成24年度	<u>29.6%</u> 平成25年度	<u>30.5%</u> 平成26年度	<u>31.6%</u> 平成27年度	40% (板橋区基本計画 平成18年度～27 年度の成果指標)
	学校教育の場で男女の地 位は平等になっていると 感じる人の割合 (板橋区男女平等に関する 意識・実態調査【区民】)	<u>65.5%</u> 平成21年度	—	—	—	<u>58.6%</u> 平成26年度	—	68.1%以上 (平成21年度男 女共同参画社会 に関する世論調 査：内閣府の数 値以上)
2 生涯を通じて男女が個性と能力を發揮し、 安心して暮らせる社会	職場で男女の地位は平等 になっていると感じる人 の割合 (板橋区男女平等に関する 意識・実態調査【区民】)	<u>19.1%</u> 平成21年度	—	—	—	<u>19.7%</u> 平成26年度	—	50.0% (板橋区基本計画 平成18年度～27 年度の成果指標)
	障がい者が仕事や地域活 動に参加できると感じる 区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	<u>10.4%</u> 平成21年度	<u>10.2%</u> 平成23年度	—	<u>8.4%</u> 平成25年度	—	<u>15.2%</u> 平成27年度	50.0% (板橋区基本計画 平成18年度～27 年度の成果指標)
	高齢者が仕事や地域活動 に参加できると感じる区 民の割合 (板橋区区民満足度調査)	<u>17.3%</u> 平成21年度	<u>16.6%</u> 平成23年度	—	<u>18.1%</u> 平成25年度	—	<u>22.5%</u> 平成27年度	50.0% (板橋区基本計画 平成18年度～27 年度の成果指標)
	健康づくりに取り組みや すいと感じる区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	<u>30.1%</u> 平成21年度	<u>35.6%</u> 平成23年度	—	<u>35.8%</u> 平成25年度	—	<u>33.5%</u> 平成27年度	56.0% (板橋区基本計画 平成18年度～27 年度の成果指標)

指 標		現状値 (直近値)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計画期間中 の目標値 (設定根拠)
3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉と内容の認知度 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【事業所】）	<u>19.6%</u> 平成21年度	—	—	—	<u>23.2%</u> 平成26年度	—	50.0%以上 （仕事と生活の調和という用語の認知度：第3次男女共同参画基本計画による成果目標）
	生活の優先度で希望と現実が一致している人の割合							
	①「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合	① <u>48.7%</u>				① <u>23.1%</u>		
	②「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合	② <u>25.8%</u>	—	—	—	② <u>13.8%</u>	—	増やす
	③「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	③ <u>19.2%</u> 平成21年度				③ <u>15.8%</u> 平成26年度		
	ワーク・ライフ・バランス認定事業者数	—	—	2社	3社	3社	2社	5社 （1年×1社）
	一般事業主行動計画を策定している事業所の割合 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【事業所】）	<u>5.1%</u> 平成21年度	—	—	—	<u>5.8%</u> 平成26年度	—	次世代育成支援対策推進法に基づき、101人以上の事業所は100%をめざす。100人以下の事業所は増やすことをめざす
	保育園の待機児数	<u>461人</u> 平成22年 4月1日現在	<u>342人</u> 平成24年 4月1日現在	<u>417人</u> 平成25年 4月1日現在	<u>515人</u> 平成26年 4月1日現在	<u>378人</u> 平成27年 4月1日現在	<u>376人</u> 平成28年 4月1日現在	0人
	男性が一日あたりに家事・育児に携わる時間数 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	<u>30分</u> 未滿が 最多 平成21年度	—	—	—	<u>30分</u> 未滿が 最多 平成26年度	—	2時間30分 （育児・家事関連時間：第3次男女共同参画基本計画成果目標）
	地域社会活動が活発で参加しやすいと感じる区民の割合 （板橋区区民満足度調査）	<u>12.3%</u> 平成21年度	<u>12.3%</u> 平成23年度	—	<u>18.8%</u> 平成25年度	—	<u>18.8%</u> 平成27年度	50.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）
	男女が平等に社会生活に参加することができると感じる区民の割合 （板橋区区民満足度調査）	<u>22.9%</u> 平成21年度	<u>22.4%</u> 平成23年度	—	<u>18.5%</u> 平成25年度	—	<u>18.8%</u> 平成27年度	50.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）

指 標		現状値 (直近値)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計画期間中 の目標値 (設定根拠)
4男女の平等と人権が 尊重される社会	配偶者からなぐったり けったりなどの身体に 対する暴力行為を受け た経験がある人の割合 (板橋区男女平等に関する 意識・実態調査【区民】)	<u>12.9%</u> 平成21年度	—	—	—	<u>13.9%</u> 平成26年度	—	なくす
	誰(どこ)に相談してよ いかわからなかった人の 割合 (板橋区男女平等に関する 意識・実態調査【区民】)	<u>7.2%</u> 平成21年度	—	—	—	<u>4.3%</u> 平成21年度	—	なくす

※1 「男女平等推進センター スクエアー・I (あい) を知らない区民の割合(板橋区区民満足度調査)」は、平成23年度板橋区区民意識意向調査(区民満足度調査から改称)の実施にあたり、調査項目を精査した際に「施設の利用度・満足度」の設問が削除されたため、平成26年度の数値は、同年度実施の「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」において把握しました。

7-2 板橋区における男女平等参画の推進

条例の基本理念に則り、板橋区が率先して男女平等参画を推進していくとともに、区内事業所のモデルとして特定事業主行動計画を着実に進めていくために、区役所における男女平等参画の推進状況について「男女平等に対する配慮度の点検シート」を用いて「自己点検」を行いました。

(1) 事業等のチェック

全庁・全施策を対象に、施策の企画・立案・実施などの各段階において、第四次行動計画を踏まえて「男女平等参画の視点」が反映されているかを下記の項目の①～③により点検しました。

①計画策定や新規事業の企画等において

(チェックの視点)

- ・計画、事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか
- ・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見を聞いたか、また、双方が参加したか
- ・事業の方向性を男女平等参画に配慮したか など

②イベントや会議の開催において

(チェックの視点)

- ・事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか
- ・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見を聞いたか
- ・女性、男性双方にとって利用しやすいような配慮をしたか など

③広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信において

(チェックの視点)

- ・性別による差別や固定的役割分担意識を助長するような表現になっていないかなど

また、男女平等参画審議会から、第三次行動計画の実施評価以降「実施事業結果に関する男女別の経年変化が把握できるデータの収集の蓄積」の必要性が提言されているため、データの有無について調査(④)を行いました。

●調査結果

[71の所属のうち、①～④に回答：39/③のみ回答：32] ※ () は昨年度の結果

項目内容		している	していない	どちらにも該当しない
①	計画策定や事業の企画、立案、実施の際、女性と男性双方（区民または職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が計画や事業に盛り込まれるようにしたか。	32 (36)	0 (0)	7 (3)
	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にしたか。	23 (28)	0 (0)	16 (11)

項目内容		している	していない	どちらにも該当しない
②	女性・男性双方が参加・利用しやすくなるよう工夫したか。	28 (30)	0 (0)	11 (9)
③	広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信等において、性別による差別や女の役割・男の役割等、固定的役割分担意識を助長するような表現（文章・イラスト）や対応にならないよう配慮したか。	53 (58)	0 (0)	18 (13)
④	事業等を評価するために必要な男女別の実績データが存在するか。	(存在する) 19 (23)	(存在しない) 5 (12)	15 (4)

[注] 窓口業務等「男女平等参画の浸透状況」を測る事業に該当がない所管課においては「③」の区民への情報発信における配慮についてのみ点検を行いました。

●男女平等参画推進本部による評価と今後の方向

区の計画策定や事業について、職務の性質上男女平等参画の視点を用いないものを除き、企画・立案・実施の各段階で女性と男性双方の意見を聞き、双方の視点を盛り込んでおり、内容も固定的性別役割分担意識にとらわれず実施されています。

区民参加に関しては、男女の役割を決めつけず、女性・男性双方が参加・利用しやすいように工夫されています。

また、広報活動や情報発信においても、性別による差別や固定的役割分担意識を助長しないように表現や対応に配慮がされています。

男女別データについては、性別による差別をしないという観点から、不必要な性別表記は行いませんが、男女平等の推進に寄与するものについては、必要に応じてデータを収集していきます。

今後も引き続き職員の意識啓発を行い、区の事業に「男女平等参画の視点」が反映されるよう職員に対する条例の理解と意識啓発を進めていきます。

(2) 区職員の意識改革チェック

「男女平等参画の視点」から職員の意識改革や職場環境の点検を進めていくために、区役所における男女平等参画の推進状況について「自己点検」を行いました。

- ① 職員研修の充実
- ② 女性管理職、係長職員増加に向けた取組
- ③ 職務分担の男女平等推進
- ④及び⑤ 第四次行動計画では、「計画の推進体制の充実」を図るために区の審議会等における女性委員の委員比率の向上など第四次行動計画における重点項目に全庁的に取り組む体制を構築するとされています。④及び⑤により、取組状況について調査を行いました。

●調査結果

[調査該当所属数：71] ※（ ）は昨年度の結果

項目内容		している	していない	どちらにも該当しない
①	セクシュアル・ハラスメント等の防止など人権侵害や不快な状況を起こさないための取組をしているか。	65 (68)	5 (2)	1 (1)
②	女性管理職・係長職員の増加に向けた取組をしているか。	55 (59)	9 (3)	7 (9)
③	男性が主要な業務を行い、女性が補助的な業務を行うような慣行的役割分担とならないようにしているか。	66 (67)	0 (0)	5 (4)
④	審議会等の付属機関に積極的に女性区民を登用しているか。	26 (26)	2 (3)	43 (42)
⑤	男女の参画が偏っている場合には、区民や団体等に向けて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推奨しているか。	11 (13)	7 (7)	53 (51)

●男女平等参画推進本部による評価と今後の方向

セクシュアル・ハラスメント等の各種ハラスメントや人権侵害の防止への取組については、人事課の職員研修や男女社会参画課による啓発の効果もあり、殆どの課において行われています。取組を「していない」と回答した課がやや増加していますが、その回答理由として「職員が当然意識するべきものであり、改めて取組はしていない」といったものが多く見受けられました。現在は問題が生じていなくても日頃からの意識が大切ですので、今後も研修や職員向けの推進ニュースなどで啓発を続けていきます。

女性管理職・係長職員増加への取組については「していない」が6課増加しています。男女を問わず受験率の向上が課題になっていますが、「男女問わず意欲のある人を優先させたい」「昇任試験の受験はあくまで本人の意思であり、女性の昇任のみを積極的に後押しすることはできない」といった意見が多数見受けられました。管理職・係長職がより魅力的なものとなり、昇任意欲を醸成できるよう注力していく必要があります。

職務分担に関しては、全課において、男女の性差によって、業務が差別的に割り振られていないという結果になりました。平成23年度の調査開始からの5年間を通じて同様の結果でした。

また、審議会等については、女性委員が半数を超えている会議体がある一方で、登用が進んでいないものも見られます。団体からの推薦や、専門性を要するといった事情もありますが、慣例によるケースなど合理的な理由が乏しい場合には、女性の登用の社会的意義について理解を促し、積極的に登用を働きかけていきます。

7-3 板橋区特定事業主行動計画の着実な推進

条例の基本理念に則り、板橋区が率先して男女平等参画を推進していくとともに、区内事業所のモデルとして特定事業主行動計画※を着実に進めます。

目 標 項 目	第 2 期					第 3 期
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①3歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業、部分休業、出産支援休暇、育児参加休暇または連続5日以上の休暇取得率	48.67%	68.18%	58.49%	71.15%	62.58%	57.43%
【目標値】	40%以上					80%以上
②そのうち、育児休業の取得率	6.19%	6.06%	6.92%	7.05%	7.98%	10.81%
【目標値】	10%以上					13%以上
③3歳に満たない子を養育している女性職員のうち取得希望者について、育児休業、部分休業または育児短時間勤務の取得率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
【目標値】	100%					100%
④小学校就学前の子どもがいる職員について、厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（360時間）を超える職員数	20名	32名	24名	17名	15名	18名
【目標値】	5名以内					5名以内
⑤厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（360時間）を超える職員数	121名	107名	92名	74名	117名	103名
【目標値】	20名以内					20名以内
⑥年次有給休暇の取得率（繰越分は含まない）	75.0%	73.0%	73.8%	72.3%	69.3%	69.1%
【目標値】	85%以上					85%以上
⑦週休日の振替率（4時間超の勤務）	91.5%	93.6%	95.3%	92.3%	90.3%	94.4%
【目標値】	100%					100%

※第3期特定事業主行動計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5年間

なお、改訂版で新たに設定された目標項目「女性管理職割合」については、策定時期が平成28年3月であるため表には掲載していない。

2. 參考資料

委員会・審議会等における女性の参画状況

(平成28年4月1日現在)

資料 1

I 行政委員会（地方自治法第180条の5）

名称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法		
教育委員会	5	1	20.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
選挙管理委員会	4	0	0.0	地方自治法第181条		
監査委員	4	1	25.0	地方自治法第195条		
農業委員会	12	0	0.0	農業委員会等に関する法律		
I 合計	25	2	8.0	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合(%)
				4	2	50.0

II 付属機関

法律・条例により設置されているもの（地方自治法202条の3）

名称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法		
板橋区財産評価委員会	16	1	6.3	板橋区財産評価委員会条例		
板橋区表彰審査会	13	1	7.7	板橋区表彰条例		
板橋区行政不服審査会	3	1	33.3	板橋区行政不服審査会条例		
板橋区情報公開及び個人情報保護審議会	15	4	26.7	板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例		
板橋区情報公開及び個人情報保護審査会	5	2	40.0	板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例		
板橋区男女平等参画苦情処理委員会	3	1	33.3	板橋区男女平等参画基本条例		
板橋区男女平等参画審議会	14	8	57.1	板橋区男女平等参画基本条例		
板橋区生活安全協議会	28	9	32.1	板橋区生活安全条例		
板橋区消防団運営委員会	17	1	5.9	特別区の消防団の設置等に関する条例		
板橋区立美術館運営協議会	10	2	20.0	板橋区立美術館条例		
板橋区介護認定審査会	119	39	32.8	板橋区介護保険条例		
板橋区国民健康保険運営協議会	14	4	28.6	国民健康保険法、板橋区国民健康保険条例		
板橋区健康づくり推進協議会	23	9	39.1	地域保健法、板橋区健康づくり推進協議会条例		
板橋区公害健康被害認定審査会	11	2	18.2	公害健康被害の補償等に関する法律、板橋区公害健康被害認定審査会条例		
板橋区公害診療報酬等審査会	7	2	28.6	公害健康被害の補償等に関する法律、板橋区公害診療報酬等審査会条例		
板橋区大気汚染障害者認定審査会	7	2	28.6	板橋区大気汚染障害者認定審査会条例		
板橋区感染症診査協議会	12	1	8.3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、板橋区感染症診査協議会条例		
板橋区民生委員推薦会	14	5	35.7	民生委員法		
板橋区保健福祉オンブズマン	4	2	50.0	板橋区保健福祉オンブズマン条例		
板橋区障がい者介護給付費等審査会	25	15	60.0	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
板橋区子ども・子育て会議	16	6	37.5	板橋区子ども・子育て会議条例		
板橋区資源環境審議会	22	5	22.7	板橋区資源環境審議会条例		
板橋区都市計画審議会	23	3	13.0	都市計画法、板橋区都市計画審議会条例		
板橋区景観審議会	15	3	20.0	板橋区景観条例		
板橋区住宅対策審議会	15	7	46.7	板橋区住宅基本条例		
板橋区建築審査会	6	1	16.7	板橋区建築審査会条例		
建築紛争調整委員会	6	1	16.7	板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例		
板橋区文化財保護審議会	9	1	11.1	板橋区文化財保護条例		
板橋区青少年問題協議会	29	6	20.7	板橋区青少年問題協議会条例		
小計(②)	501	144	28.7	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合(%)
				29	29	100.0

Ⅲ設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

名称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法		
政策会議	12	0	0.0	板橋区政策会議設置要綱		
板橋区行政評価委員会	9	2	22.2	板橋区行政評価規程		
板橋区平和都市宣言記念事業実行委員会	13	1	7.7	板橋区平和都市宣言記念事業実行委員会設置要綱		
新年賀詞交歓会実行委員会	15	0	0.0	新年賀詞交歓会実行委員会設置規約		
板橋区入札監視委員会	5	2	40.0	板橋区入札監視委員会設置要綱		
板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会	3	0	0.0	板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会設置要綱		
板橋区ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰審査会	6	2	33.3	板橋区ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰実施要綱		
板橋区住民防災組織育成連絡協議会	42	1	2.4	板橋区住民防災組織育成連絡協議会設置要綱		
板橋区国際交流連絡会	12	1	8.3	板橋区国際交流連絡会設置要綱		
板橋農業まつり幹事会	16	0	0.0	－		
板橋区産業活性化推進会議	11	1	9.1	板橋区産業活性化推進会議設置要綱		
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	5	0	0.0	板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会設置要綱		
板橋区立生活産業融合型工場ビル使用料減免審査会	8	0	0.0	板橋区立生活産業融合型工場ビルの使用料の減免に係る要綱		
板橋観光ボランティアガイド	53	23	43.4	板橋区観光ボランティア事業運営要領		
板橋区消費者団体連絡会	9	8	88.9	板橋区消費者団体連絡会実施要領		
板橋区消費生活展実行委員会	17	16	94.1	板橋区消費生活展実施要領		
板橋区立ふれあい館指定管理者選定委員会	6	1	16.7	板橋区立ふれあい館指定管理者候補団体の選定に関する要綱		
板橋区地域密着型サービス運営委員会	11	1	9.1	板橋区地域密着型サービス運営委員会設置運営要綱		
板橋区介護保険事業計画委員会	14	3	21.4	板橋区介護保険事業計画委員会設置要綱		
板橋区在宅医療推進協議会	15	5	33.3	板橋区在宅医療推進協議会設置要綱		
板橋区災害医療連携会議	19	3	15.8	板橋区災害医療連携会議設置要綱		
板橋区女性健康支援センター運営協議会	12	9	75.0	女性健康支援センター運営協議会実施要綱		
板橋区健康危機管理対策連絡会議	17	1	5.9	健康危機管理対策連絡会議設置要綱		
板橋区食品衛生推進員設置会議	14	2	14.3	板橋区食品衛生推進員連絡会設置要領		
板橋区地域精神保健福祉連絡協議会	15	4	26.7	板橋区地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱		
板橋区地域ケア運営協議会	15	5	33.3	板橋区地域ケア運営協議会設置要綱		
板橋区高齢者虐待防止連絡会議	18	5	27.8	板橋区高齢者虐待防止連絡会議設置要綱		
板橋区高齢者等地域リハビリテーション連携会議	15	4	26.7	板橋区高齢者等地域リハビリテーション連携会議設置要綱		
板橋区地域保健福祉計画推進協議会	15	6	40.0	板橋区地域保健福祉計画推進協議会設置要綱		
板橋区地域自立支援協議会	15	8	53.3	板橋区地域自立支援協議会設置要綱		
板橋区立福祉園医療的ケア協議会	14	7	50.0	板橋区立福祉園における医療的ケアの実施に関する要綱		
板橋区子育て支援員育成システム運営協議会	9	5	55.6	板橋区子育て支援者養成システム運営協議会設置要綱		
板橋区要保護児童対策地域協議会	27	9	33.3	板橋区要保護児童対策地域協議会設置要綱		
エコポリス板橋環境行動会議	30	3	10.0	エコポリス板橋環境行動会議設置要綱		
板橋区環境教育推進協議会	21	8	38.1	板橋区環境教育推進協議会設置要綱		
板橋区農と住に調和した街づくり連絡協議会	17	2	11.8	板橋区農と住に調和した街づくり連絡協議会規約		
エイトライナー促進協議会	6	0	0.0	エイトライナー促進協議会設置要綱		
板橋区老朽建築物等対策協議会	17	2	11.8	板橋区老朽建築物等対策協議会設置要綱		
板橋区居住支援協議会	15	1	6.7	板橋区住居支援協議会会則		
デザインセンター設立準備会	7	0	0.0	デザインセンター設立準備会設置要綱		
板橋区交通安全協議会	43	0	0.0	板橋区交通安全協議会設置要綱		
板橋区緑と公園推進会議	10	4	40.0	板橋区緑と公園推進会議設置要綱		
板橋区特別支援教育連絡協議会	17	6	35.3	板橋区特別支援教育連絡協議会設置要綱		
板橋区いじめ問題専門委員会	17	4	23.5	板橋区いじめ問題専門委員会規則		
板橋区立郷土資料館運営協議会	9	1	11.1	板橋区立郷土資料館運営協議会設置要綱		
板橋区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会	13	4	30.8	板橋区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会要綱		
板橋区学校支援地域本部連絡会	19	7	36.8	板橋区学校支援地域本部事業実施要綱		
板橋区特別支援教育就学指導委員会	82	39	47.6	板橋区特別支援教育就学指導委員会設置要綱		
いたばしBOROニャ子ども絵本館企画運営委員会	8	5	62.5	いたばしBOROニャ子ども絵本館企画運営委員会設置要綱		
板橋区明るい選挙推進協議会	140	96	68.6	明るい選挙推進協議会規約		
小計 (③)	958	317	33.1	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合 (%)
				50	41	82.0

ⅡⅢ合計 (②+③)	1459	461	31.6	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合 (%)
				79	70	88.6

「めざす姿」「課題」平成23年度～平成27年度評価の推移

めざす姿 (4)	課題 (19)	取組No.	審議会 (外部) 評価			推進本部 (二次) 評価				
			23年度	24年度	総括※	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
めざす姿1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会			B	B+	B	B	B+	B	B	B
	1:行動に結びつく男女平等の意識づくり	1～8	B+	B+	B	B+	B+	B	B	B
	2:学校等における男女平等教育・学習の充実	9～10	B	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+
	3:政策・方針決定過程等における女性の参画促進	11～13	C	B	B-	C	B	B-	B-	B-
めざす姿2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会			B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+
	4:働く場における男女平等参画の推進	14～18	B-	B	B	B	B	B	B	B
	5:さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり	19～21	B	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+
	6:高齢期に安心して生活できる環境づくり	22～24	A	B+	B+	A	B+	B+	B+	B+
	7:生涯にわたる心とからだの健康支援	25～27	A	A	A	A	B+	A	A	A
めざす姿3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会			B	B+	B+	B	B+	B+	B+	B+
	8:仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の普及・推進	28	B+	B+	B+	B+	B	B	B+	B+
	9:育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備	29～30	C	B	B	C	B	B	B	B
	10:子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実	31～34	B	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+
	11:男女がともに家庭生活を担うための支援	35	B	A	A	B+	A	B	B+	A
	12:男女がともに地域活動に参画するための支援	36	B+	A	A	B+	A	A	A	A
めざす姿4 男女の平等と人権が尊重される社会			B+	A	B+	B+	B+	B+	B+	B+
	13:女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育	37～38	B	A	B+	B	B+	B+	B	B+
	14:DV被害者の立場に立った相談体制の構築	39～41	A	A	A	A	B+	A	B+	B+
	15:緊急時における被害者の安全確保と適切な支援	42	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+
	16:DV被害者が自立するための支援	43～46	B+	A	A	B+	B+	B+	B+	A
	17:関係機関等との連携推進	47	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+
	18:人材育成の推進	48	A	A	B+	A	B+	A	A	A
	19:性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応	49～51	B-	B+	B+	B	B+	B	B	B+

※審議会の総括評価 (平成27年8月答申・平成27年度分は見込み)

A	4	8	5	4	2	4	3	5
B+	8	12	13	12	17	11	13	13
B	7	3	4	5	4	7	6	4
B-	2	0	1	0	0	1	1	1
C	2	0	0	2	0	0	0	0

東京都板橋区男女平等参画基本条例

平成 15 年 3 月 6 日
東京都板橋区条例第 8 号

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。

しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。

板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帯していくことの中から生まれた地域からの発想を重視し、すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいます。

そのためにも、男女が、個人としての自己の意思と責任によって選択した多様な生き方が尊重され、子の養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地域などにおける社会活動との両立ができ、様々な分野での政策や方針の決定過程に参画できる板橋区をつくる必要があります。

ここに、男女があらゆる分野における活動とともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、板橋区（以下「区」という。）、区民及び事業者・民間団体の責務を明らかにするとともに、協調と連携を図りながら男女平等参画社会の形成に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、区民すべての人権が尊重され、性別による差別のない社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画社会 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、通勤し、通学し、又は区内で活動するすべての個人をいう。

(4) 事業者・民間団体 営利、非営利等の別にかかわらず、区内において事業・社会活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の心身に苦痛を与え、若しくは生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。
- (4) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。
- (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。

(性別による権利侵害の禁止)

第 4 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者間等男女間のあらゆる暴力行為又は精神的に著しく苦痛を与える行為を行ってはならない。

(区の責務)

第 5 条 区は、男女平等参画社会の形成を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、男女平等参画社会の形成を推進するために、必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講じるものとする。

(区民の責務)

第 6 条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他社会の様々な活動の場において、男女平等参画社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者・民間団体との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

(事業者・民間団体の責務)

第7条 事業者・民間団体は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会の形成についての理解と認識を深め、事業・社会活動を行うに当たり、男女平等参画を促進するものとする。

- 2 事業者・民間団体は、区及び区民との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等参画社会実現のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、公表しなければならない。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ区民及び事業者・民間団体の意見、実態等を把握するために必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年1回作成し、公表しなければならない。

(男女平等参画の促進)

第9条 区長は、男女平等参画を促進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図るものとする。

- 2 区長は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者・民間団体に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について助言を行うことができる。

(調査、研究等)

第10条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、必要な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする。

(教育及び啓発の推進)

第11条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、学校教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(普及広報)

第12条 区は、男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(事業者・民間団体への支援)

第13条 区は、男女平等参画を推進する事業者・民間団体への支援に努めるものとする。

第3章 推進体制

(男女平等参画推進本部の設置)

第14条 区は、区長を本部長とする男女平等参画推進本部を設置する。

- 2 男女平等参画推進本部は、男女平等参画施策を総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行うものとする。

(男女平等推進センターの設置)

第15条 男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進センターを設置する。

第4章 苦情処理

(苦情の申立て)

第16条 区民又は事業者・民間団体は、次に掲げる事項について、次条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができる。

- (1) 区が実施する施策のうち、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項
- (2) 男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情の申立てをすることができない。
 - (1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
 - (3) 区議会で審議中又は審議が終了した事項
 - (4) この条例に基づく東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会の判断に関する事項

(苦情処理委員会の設置)

第17条 前条第1項に規定する苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を設置する。

(苦情処理委員会の組織等)

第18条 苦情処理委員会は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人により組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(苦情処理委員会の職務等)

第19条 苦情処理委員会は、次に掲げる職務を公正、迅速かつ適切に行う。

- (1) 第16条第1項第1号の規定に基づく苦情の申立てに係る施策を実施する機関に対して、説明を求め、関係書類等の閲覧又は写しの提出を求め、必要があると認めるときは、区長に対して是正その他の措置を講じるよう勧告すること。
- (2) 第16条第1項第2号の規定に基づく苦情の申立てに係る関係者に対して、必要に応じて当該関係者の同意を得た上で、資料の提出若しくは説明を求め、又は当該関係者に助言若しくは是正の要望をするよう区長に要請すること。
- (3) 苦情の申立ての処理状況について、毎年度区長に報告すること。
- 2 区長は、前項第1号及び第2号の規定による苦情処理委員会からの勧告又は要請を受けたときは、その趣旨を尊重し、適切な措置を講じるものとする。
- 3 苦情処理委員会は、必要に応じ専門的な知識等を有する者から助言を受けることができる。

(委員の守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の解嘱)

第21条 区長は、委員が心身の故障で職務の遂行に耐え得ないと認めるとき又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 委員は、前項の規定による場合のほか、その意に反して解嘱されることはない。

第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会

(設置)

第22条 男女平等参画社会の形成を推進するために、東京都板橋区男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第23条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ審議し、答申する。

- (1) 行動計画の策定に関する基本的な考え方
- (2) 行動計画の実施結果に関する評価
- (3) その他男女平等参画社会の形成に関する重要事項

(審議会の組織等)

第24条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の6を超えないものとする。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

東京都板橋区男女平等参画

基本条例施行規則

平成15年4月1日
東京都板橋区規則第41号

改正 平成16年3月26日規則第17号
平成17年3月30日規則第13号
平成18年3月31日規則第21号
平成19年3月30日規則第24号
平成20年3月21日規則第16号
平成22年3月31日規則第20号
平成23年2月23日規則第5号
平成23年5月31日東京都板橋区規則第46号
平成24年3月30日東京都板橋区規則第24号
平成25年3月29日東京都板橋区規則第36号
平成27年3月31日東京都板橋区規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区男女平等参画基本条例（平成15年板橋区条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進本部の構成)

第2条 条例第14条に規定する男女平等参画推進本部（以下「推進本部」という。）は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長及び常勤の監査委員並びに東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）第8条第1項に規定する部長、保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び区議会事務局長の職にある者をもって充てる。

一部改正〔平成18年規則21号・19年24号・20年16号・23年5号〕

(所掌事務)

第3条 推進本部は、条例第14条第2項に定めるもののほか、本部長が必要と認める事務を所掌する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、特に必要があると認めるときは、前条に定める所掌事務に係る職員に推進本部への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部で決定した施策等を実施するために必要な事項を協議し、調整等を行うため、推進本部

に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 6 幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。

一部改正〔平成20年規則16号・27年21号〕

(苦情処理委員会の構成)

第6条 条例第17条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）の構成員のうち1人以上は、法律に関する専門知識を有する者から委嘱するものとする。

- 2 委員は、男性及び女性それぞれ1人以上とする。（会議の運営等）

第7条 苦情処理委員会に、代表委員を置く。

- 2 代表委員は、委員の互選により定める。
- 3 苦情処理委員会は、代表委員が招集する。
- 4 代表委員に事故あるときは、代表委員があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 苦情処理委員会は、委員2人以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 苦情処理委員会の職務は、委員の合議により行う。（苦情の申立て）

第8条 条例第16条第1項に規定する苦情の申立て（以下「申立て」という。）をしようとする者は、苦情処理申立書（別記第1号様式）を苦情処理委員会に提出しなければならない。

- 2 苦情処理委員会は、申立てがあった場合には、申立受付処理台帳（別記第2号様式）により申立ての受付処理状況を記録する。（苦情申立事項の調査）

第9条 苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第1項第1号に掲げる事項に該当すると認めるときは、当該申立てに係る区の機関に対して調査実施通知書（別記第3号様式）により通知し、調査を行うものとする。

- 2 苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第1項第2号に掲げる事項に該当すると認めるときは、当該申立てに係る関係者に対して調査実施依頼書（別記第4号様式）により同意を得た上で、調査を行うものとする。
- 3 苦情処理委員会は、申立て内容のうち、社会制度又は慣行に関する事項について、広く意見を求め判断に資することが適当と認めるときは、申立ての概要及び調査方法等を公表し、区民から意見を求めるものとする。
- 4 苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるとき又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、調

査を行わないものとし、速やかに当該申立人に対し、苦情処理結果通知書（別記第5号様式）により通知しなければならない。

- 5 苦情処理委員会は、申立ての処理経過を処理経過記録票（別記第6号様式）に記録し、申立受付処理台帳に添付して保管する。

（区長への勧告又は要請）

第10条 苦情処理委員会は、前条第1項及び第2項の調査に基づき、条例第19条第1項第1号の規定による区長への勧告又は同項第2号の規定による区長への要請が必要であると認めるときは、速やかに勧告・要請書（別記第7号様式）により勧告又は要請を行うものとする。

（苦情処理結果通知）

第11条 苦情処理委員会は、申立てを受けた日の翌日から起算して3月以内に、苦情処理結果通知書により、調査の結果及び区長に対する勧告又は要請の有無を当該申立人に通知しなければならない。

- 2 苦情処理委員会は、前項に規定する期間内に通知ができない場合は、理由を付して当該申立人に処理経過を報告しなければならない。

（措置結果の通知）

第12条 区長は、勧告・要請書の送付を受けた日の翌日から起算して1月以内に、当該勧告又は要請に係る措置結果を苦情処理委員会及び当該申立人に通知しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する期間内に通知ができない場合は、理由を付して苦情処理委員会及び当該申立人に措置経過を報告しなければならない。

（苦情処理の年次報告）

第13条 条例第19条第1項第3号に規定する苦情の申立ての処理状況の報告は、次に掲げる事項を記載した文書により、会計年度終了後速やかに行わなければならない。

- （1） 苦情の申立ての件数
- （2） 苦情の申立て処理件数
- （3） 処理結果の要旨

（男女平等参画審議会の構成）

第14条 条例第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 関係団体の構成員
- （3） 関係機関の職員
- （4） 公募に応じた区民

（委員の再任）

第15条 前条第1号に掲げる者のうちから委嘱した委員の再任は、2回を超えることはできない。

- 2 前条第2号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱した委員は、再任することができない。

- 3 区長が特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、再任することができる。

（会長及び副会長）

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

（会長及び副会長の職務）

第17条 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第18条 審議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第19条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第20条 会長は、審議に際し、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事）

第21条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

一部改正〔平成20年規則16号・27年21号〕

（会議の公開）

第22条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の決定により非公開とすることができる。

（事務局）

第23条 推進本部、苦情処理委員会及び審議会の事務局を総務部男女社会参画課に置く。

一部改正〔平成16年規則17号・22年20号・27年21号〕

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第13条までの規定は、平成15年10月1日から施行する。

付 則（平成16年3月26日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月30日規則第13号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。（後略）

付 則（平成18年3月31日規則第21号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
付 則（平成19年3月30日規則第24号抄）
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
付 則（平成20年3月21日規則第16号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。（後略）
付 則（平成22年3月31日規則第20号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
付 則（平成23年2月23日規則第5号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（平成23年5月31日東京都板橋区規則第46号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。
付 則（平成24年3月30日東京都板橋区規則第24号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。（後略）
付 則（平成25年3月29日東京都板橋区規則第36号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
付 則（平成27年3月31日東京都板橋区規則第21号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（別表略）
（様式略）

東京都板橋区男女平等参画推進本部名簿

役 職	構 成 員
本 部 長	区 長
副本部長	副 区 長
本 部 員	教 育 長
	常 勤 監 査 委 員
	政 策 経 営 部 長
	総 務 部 長
	危 機 管 理 室 長
	区 民 文 化 部 長
	産 業 経 済 部 長
	健 康 生 き が い 部 長
	保 健 所 長
	福 祉 部 長
	子 ど も 家 庭 部 長
	資 源 環 境 部 長
	都 市 整 備 部 長
	土 木 部 長
	会 計 管 理 室 長
	教育委員会事務局次長
	選挙管理委員会事務局長
	監 査 委 員 事 務 局 長
	区 議 会 事 務 局 長

東京都板橋区男女平等参画推進本部幹事会名簿

幹事長 総務部長

所 属	構 成 員
政 策 経 営 部	政 策 企 画 課 長
	広 聴 広 報 課 長
総 務 部	総 務 課 長
	人 事 課 長
	男 女 社 会 参 画 課 長
危 機 管 理 室	防 災 危 機 管 理 課 長
	地 域 防 災 支 援 課 長
区 民 文 化 部	地 域 振 興 課 長
	戸 籍 住 民 課 長
産 業 経 済 部	産 業 振 興 課 長
健 康 生 き が い 部	長 寿 社 会 推 進 課 長
	国 保 年 金 課 長
	健 康 推 進 課 長
	予 防 対 策 課 長
	板 橋 健 康 福 祉 セ ン タ ー 所 長
	お と し よ り 保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長
福 祉 部	管 理 課 長
	障 が い 者 福 祉 課 長
	赤 塚 福 祉 事 務 所 長
子 ど も 家 庭 部	子 ど も 政 策 課 長
	保 育 サ ー ビ ス 課 長
	子 ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー 所 長
資 源 環 境 部	環 境 課 長
都 市 整 備 部	都 市 計 画 課 長
	住 宅 政 策 課 長
土 木 部	管 理 課 長
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 総 務 課 長
	学 務 課 長
	指 導 室 長
	生 涯 学 習 課 長

男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画
いたばしアクティブプラン
平成２７年度実施状況報告書

板橋区総務部男女社会参画課

平成２８年（２０１６年）７月

〒173-0014 東京都板橋区大山東町 32-15
TEL 03-3579-2486
FAX 03-3579-2345

刊行物番号

28－40